

決算審査特別委員会

平成13年9月14日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長 小野 隆雄

委員長 萬里川 美代子

副委員長 里川 宜志子

出席委員

森河 昌之

山本 直子

松田 正

里川 宜志子

西谷 剛周

浅井 正八

理事者出席

町長 小城 利重

助役 芳村 是

収入役 中野 秀樹

教育長 栗本 裕美

総務部長 植村 哲男

総務課長 西本 喜一

総務課参事 吉田 昌敬

企画財政課長 池田 善紀

企画財政課参事 野口 英治

税務課長 植嶋 滋継

住民生活部長 中井 克己

福祉課長 浦口 隆

健康推進課長 西田 哲也

環境対策課長 清水 孝悦

住民課長 阪野 輝男

都市建設部長 鍵田 徳光

建設課長 堤和 雄

観光産業課長 杉本 正二

都市整備課長 藤本 宗司

教委総務課長 清水 建也

生涯学習課長 水田 美文

上下水道部長 辻 善次

下水道課長 田口 好夫

監査委員書記 藤原 伸宏

議会事務局職員

議会事務局長 小野 美枝子

係長 上埜 幸弘

(開会 午前9時00分)

○萬里川委員長 おはようございます。

昨日に引き続き、きょう一日、よろしく慎重審議をお願いしたいと思います。

きのうは、第7款の土木費の説明を受けておりました。質疑に入るんですけど、質疑に入る前に、きのう里川議員が商工会の件についての質問があったと思いますので、そのことがはっきりわかりましたので、すいません、杉本課長からご答弁をいただきたいというふうに思います。

杉本課長。

○杉本観光産業課長 昨日は、商工会の会員数の関係で、大変不的確な答弁になりまして、まことに申しわけございませんでした。改めまして、報告をさせていただきたいと思えます。

まず、商工会の脱会数ですけれども、総数で24件ございます。このうち、解散とか廃業によりますものは21件、そして町外に転出された件数が2件、そして亡くなられたというのが1件でございます。新たに会員として加入されたのは10件でございます。差し引きいたしまして、11年度と比較いたしまして14件の減ということになってございます。

以上でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○萬里川委員長 それでは、引き続きまして、きのうの説明の後の質疑をお受けしたいというふうに思います。

では、第7款の土木費についての質疑をお受けいたします。

西谷委員。

○西谷委員 それでは、質問いたします。

私が住民の方からいろいろと回っていく中で、住民から支援をいただいているこの公嘱の登記委託の件についてですけれども、一貫して質問してまいりました。そこで、私がこれまでに提議したことの中で、町としてどのような公嘱の登記委託に対して改善がされたのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

○萬里川委員長 池田課長。

○池田課長 公嘱につきましての改善例でございます。昨年でしたか、総務委員会でもご説明あったかと思うんですけども、選定に整理する場合につきまして、コンサル業者と公嘱協会とについて、それぞれ役割分担を明確にする中で発注するということで、昨年度以降、平成12年度分から発注をしてまいりました。今はそういう状況です。ただ、発注

する中でいろいろ問題点もございます。例えばコンサルが測量点をやった場合について、それがもう完了後に飛んでいるという場合もあります。また、測量士の役割もあります。また、公嘱のそれぞれの役割もございます。そうした中で、今現在は公嘱、コンサル、それぞれの役割を担っていく中で、仕事が重複しないような格好で作業を行っていただいて、より連絡を密にさせていただいて、あるいはスムーズに行くようにさせていただいております。今はそういう状況でございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、コンサルと分けて仕事をするということなんですけれども、それでは、以前に私が抗議した中では、実際の公嘱から出てきた請求について、内部のチェックをいたしました時に、例えば、土地家屋調査士がするのと補助員がするのでは人件費が倍ほど違うということの中で、すべて土地家屋調査士さんが仕事をしはりまして、請求が来ていると、そういうことについて、私は予算、決算の委員会でも指摘してきたんですが、そのような税金に対してチェックをどのように現在はされているのか、お尋ねしたいと思います。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 調査後の調査内容についてのチェックということでございますが、これは発注しておる各課におきまして、その発注する担当の職員がおります。その中で先ほど申されているようなああいう形のものについては、チェックを行って、処理をしていくということでございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それでは、今回、平成12年度の公嘱登記委託、各課別の調書はいただいたんですが、各土地家屋調査士さんごとの金額をちょっと教えていただけませんか。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 建設課に係る分につきましては、件数といたしまして24件でございます。そういった中で、それぞれの社員さんが担当される分については、数につきましては、重複されている委員さんがございますが、件数については、路線単位でしておりまして、件数については複数でされている関係からちょっと数はしばらく待っていただいたら、件数はそれぞれ申し上げられると思いますので、少しお待ちいただきたいと思います。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら、せっかくですので、この私の資料の平成12年度の公共嘱託登記

のこの3,878万3,650円の委託料について、各委員さんごとの金額を教えてくださいと思います。

きのうの監査委員さんの中でも実際に表示登記して外注で発注するのがいいのか、それとも職員するのがいいのか、そういうことを検討すべきだという意見も、監査委員さんの方から言われてきたわけですが、実際に町として、今はすべて外注ということでされていると思うんですね。監査委員さんからの指摘がある中で、今後、町としてもこのような形で発注をされていくのか、それともやはり町の職員の中でも、以前のようにそういう専門家を養成するような形でやっていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 西谷委員さんが公嘱の委託についてのご指摘をいただいて、その都度、町としては回答してまいりました。昨年から競争原理を取り入れてきました。そして町として改善するというので、その考え方を提示をさせていただきました。測量業務と登記業務を分けてやっていこうと、こういうことでやったわけですが、なかなかそれについても難しい面が出てきております。やはり土地家屋調査士は専門性として持っている仕事でございますから、当然、公益性もあるということから、他に土地家屋調査士協会と言えば他の個人ができないことはないんですけれども、責任問題としては、より表示登記する場合の難しさがあるということでございます。

町といたしましても、嘱託で土地家屋調査士を経由いたしまして、そういう方法は考えられるわけでございますけれども、より件数が毎年増えるわけでございます。また、これまでやっていただいた中での資料というものが、調査士のすべてが持つておられるということでございますから、新しくする場合は別といたしましても、それに継続して表示登記するということになれば、非常に難しくなっているということでございます。

したがって、そういう方法も手法としてはあるわけでございますが、さらにそういうことも検討はしたいと思います。ただ、現時点としては、測量業務と登記業務の関係で競争原理を取り入れる形でやっていきたい。中には逆に高額になる場合もあるんですが、これは別に調整を持つことにやむを得ない場合もありますので、現時点では、測量業務と登記業務の接点を分けながらやってまいりたいと、このように考えております。今、西谷委員がご指摘のことにつきましては、将来の課題として考えていくべきであろうと、このように思います。また、我々といたしましても、都市整備課の職員が土地家屋調査士を取りに行ったということで頑張っております。なかなか取れないわけでございますけれども、

町の職員の養成も考えていかなければならんと、このように思います。町の業務として職員も努力しながら挑戦をしているということでございますので、よろしく願いいたします。

○西谷委員 では、今、助役の方から業者の方でという理論を持っているのでという意見を持っているのでということでおっしゃったんですが、私自身は、現実的には登記をする中ではこの資料について、この周辺の図面を持っている業者の方が結果的にはやりやすいということはわかるんですが、ただ、もう一步ちょっと見方を変えますと、私は斑鳩町が発注してできた図面というのは、私は町の財産じゃないかということを思います。というのは、実際にはその一つのところ、例えばAならAという土地家屋調査士が仕事をしますと、今度は続いてその周辺についても、結局はその資料を持っているAという形で、公嘱に仮に頼んだとしても、そういうところへ、私はある意味では非常に資料をたくさん持っているの方が有利に仕事が。新しく、逆に言ったら、公嘱へ入る方にはなかなか仕事が行かないような結果になるんじゃないかなと思うんです。そういう中では、今回、平成12年度でも、実際に斑鳩町にたくさんおられる土地家屋調査士さんの中で、どんな形で町の仕事が割り振られていくのか、というところをちょっとお聞きしたかったんですけども、ちょっとその資料が出ませんので、出るまで待ちたいと思います。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 成果報告書の方の117ページの説明の時に、土木行政事務事業の総合調整というところで、部長のご説明の中で、職員の研修というようなこともおっしゃっていたと思うんですね。私もわりとこういう土木関係のことはよくわからないもので教えていただきたいんですけども、どういった土木分野における職員の研修というんですか、どういう研修の仕方、どのような項目でなされているのかというのをちょっとお尋ねしときたいなと思ったんですが。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 土木関係になりますと、もう特に技術的な面がございます。またそれとあわせて、事務的な面もございますので、特に先ほどから言われております用地関係についても県の研修等がございますし、また技術関係につきましても、管内単位もございませし、また県単位で実施される場合もございませるので、そういった研修会について参加をしているという状況でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 こういうことは、割と県であるとか、この管内というのか、広域とかそういういろんな地域でこういうことを率先してやっているところへ行けるわけですね、参加して、研修をしているというふうに理解してよろしいですか。斑鳩町独自で何か進んだ研修は、これ以外に何か学びに行くというような講習があって、そこへ連続的にとかいう、そういう研修というのはやっていないというふうに理解してよろしいんですか。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 庁内の研修となりますと、なかなか難しい面もございまして、特に年に1度ですけれども、下水道課で実施されます、特に下水道工事が最近多くなっていますので、そういった関係で、特に地下の道路の下を掘るという危険性もございまして、そういった中で業者と町職員とあわせて年に一度研修をしておると。これについては事業部の職員の工事に携わる職員が対象ということで実施されております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。それとちょっと単純なことで申しわけないんですけれども、成果報告書の123ページ、治水対策の推進で12年度もやっていただいたんですが、これかなり長い期間やっていると思うんですが、この12年度でトータル治水量何立米の事業、トータルでね、これまでやってきたのか。それと今後のこの治水対策の考え方、またさらに、どれぐらいこれをやろうということの計画があるのかということをお聞きしておきたいと思うんですが。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 数字的な関係につきまして、今ちょっと手元に資料がございません。ただ、これは大和川の総合治水対策事業ということで実施しております。その中で町が行う事業と県が行う事業がございまして、その中でこの大和川総合治水対策協議会がございまして、その中で各市町村、流域の市町村が割り当てられた数値目標がございまして。これについては、この治水対策として行っております貯留浸透事業につきましては、約50%程度の達成率と。斑鳩町の場合ですね、となっております。後ほどその容量的な数値については、後刻また報告させていただきたいと思っております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 じゃ、また教えていただきたいと思っております。

それと、すみません、129ページ。公営住宅に関しまして、これ、12年度につきまして、家賃とか駐車場とかの方の収納率というんですか、こういう駐車場代金とかの収納

率についてをぜひお聞きしておきたいと思います。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 収納率につきましては、調定額が 2,941万450円で、収納済額が 2,818万1,950円でございます。したがって、率としては96%の収納率となっておりますというところでございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 これは家賃も駐車場も含めたというふうに理解していいんですか。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 ただいまのは住宅家賃の関係でございます、駐車場につきましては344万5,000円に對しまして、収納額につきましては304万円というところでございまして、約88%の収納率でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 やっぱりこれちょっと差が出てきているんですね。私、そうじゃないかなというふうな気がしていたもので、ちょっとこれお尋ねさせていただいたんですけれども。これらの滞納に関しましてはどのように町は対応してきたのか。あるいは収納していただく努力ですか、それはどのようにされてきたのかということと、それとやっぱりこの差が出る、家賃と駐車場で差が出るということは、どういうことが原因になっていると考えるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 この滞納の関係についてであります、先ほど言いました金額について、我々としても各滞納者の方の訪問を行いまして、また、納付誓約といいますか、通常のお家賃、未納の分に対しまして、これを月額単位で納めてもらう方法なり、また、一括で納めてもらう方法なりいろいろありますので、そういった家庭状況もございまして、そういったことで取り扱わせてもらってます。ただ、この中で特に先ほど言いました中でも滞納分につきましては、この8月までに122万8,500円の家賃が滞納になっておるということでありますけれども、そのうちの31万200円については、13年度で納めていただいたと。ですから、ほかの方についてもそういう形で、月額単位で納めてもらっている方もございまして、そういったことで、我々としては100%収納していただくように努力をしていきたいというふうに考えております。

○萬里川委員長 駐車場のこともすべてですか。

堤課長。

○堤建設課長 駐車場も同じく、過年度分につきましては40万5,000円残っておりますが、この8月までに11万5,000円の納付をしていただきました。今、29万円に対しても、これもあわせて今後納付していただけるように努力しておるという状況でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 それで、家賃と駐車場とでは収納率に差が出てきているのは、どういうことだと考えておられますかということにも、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 この率の違いになりますと、特に長田団地、また追手2につきましては駐車場完備をしております。それ以外の住宅につきましては、駐車場はございませんし、そういったこともあわせた中で、ここには老人の方もおられますが、そういった形もものもございまして、一概には率的に同じ率になるということはないであろうというふうに考えております。

○萬里川委員長 今の堤課長のご答弁の中で、同じ方ではないだろうということは、家賃と駐車場の滞納者が一緒ではないということによろしいんですね。確認のため。

池田課長。

○池田企画財政課長 先ほど、西谷議員からの質問の中で、公嘱協会の社員さんの別の事業の配分件数ということでありましたですけども、これについて報告したいと思います。

社員さんが20人おられます。そのうちで1つの社員さんについては5件、それと2件の作業をしていただいた社員さんとは、2件の場合は4件でございます。3件の方が1件でございます。それとあと1件については、8件の社員さんが再交付という状況でございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 1件が4人とかじゃなくて、具体的に件数と金額とを知りたいんですよ。これやったらどういうアンバランスなのかということとは全然わからへんでしょ。件数だけやったら。件数やなくて金額が問題になってくる。

○萬里川委員長 今わかりますか。もう少し時間をおいてきちっと答弁ができるんやったら、あとでも結構でございますよ。

暫時休憩いたします。

(午前 9時26分 休憩)

(午前 9時28分 再開)

○萬里川委員長 再開いたします。

池田課長。

○池田企画財政課長 今、社員別の配分です。堂脇さんが4件です。それで237万9,700円。中川治さんが5件で272万4,750円。岸本さん、3件で243万5,900円。小野さん、3件で233万6,250円。服部さん、4件で615万3,200円。杉本さん、7件で604万650円。坂本さん、1件で23万5,200円。合田さん、2件で419万6,850円。中川享さん、3件で574万5,950円。落合さん、1件で26万3,550円。西谷さん、1件で118万4,400円。堂坂さん、1件で395万7,450円。坂井さん、1件で112万9,800円。以上です。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

西谷委員。

○西谷委員 今、聞いたんですが、実際に町が公嘱で発注されて、公嘱から配分されているということなんですが、実際にこう見ますと非常にばらつきがありますし、実際には、以前にも私は指摘したんですが、この平成12年度についても、ずっと議員が仕事をしているということについては、住民に不審を抱かれております。そういう中で、町として、私は公嘱に乗せて本人がどんな仕事をしているかそれは私は職業選択の自由ですから、それはいいと思うんですが、実際に公嘱で仕事をするときには、やはり遠慮してもらうような形での方法をできないかということで申し出ていたんですが、実際にそういうことを町としてされているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 町としては、公嘱協会に表記登記等を依頼し、しておるわけでございます。そういうことはいたしておりません。ただ、今も配分を申し上げましたが、公嘱協会の配分の中には、やはり忙しくて配分をお断りする方もおられますし、また、他の仕事があっお断りする方もおられる。そういう中で、公嘱協会としては、やはり大きな規模といたしますか、そういう規模で助け合って、信頼性のある協会でございますので、我々としては遠慮してもらうようなことはしておりません。

○萬里川委員長 ほかにも。

西谷委員。

○西谷委員 そしたら、今現在も斑鳩町でも政治倫理条例ができる中で、こういう状態というのは、町としては、これはまったく関係ないんだと。政治倫理条例にも一切今日の状態はいけるというふうに考えておられるのですか。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 町の見解としましては、兼業の禁止に当てはまらないという見解を持っておるわけでございます。今後ともこの件については、やはりそういうことで、町としては兼業禁止には当てはまらないという見解をしております。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 片方では社員である。実際には、個人という資格で仕事をするということなので、非常に私は、住民から見たときにも、実際に個人の資格でもって仕事をする、それが町の仕事であるという部分については、私は非常に曖昧な部分ではないかなと思うんですが、町としては、実際そうしたらこれからもこういう形で公嘱に対してそういうことは一切なしに、今までどおりのこういう計画をしていくということによろしいんですね。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 公嘱協会につきましては、やはり社員＝土地家屋調査士ということですから、町としては、先ほども申しておりますように、やはり土地家屋の専門性とか、また専門的能力に長けているとかがございます。あと公益性もございます。そういうことについて、やはり公嘱協会に対する信頼性があるわけでございます。公嘱協会に対しての表示登記を依頼してまいりたいと、このように思います。単価を決めて依頼してまいりたいと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、町が職員なり、また、委託をしながら、そういうことも考えていかななくてはならないことは事実でございます。当面の間はこういう形でやっていきたいと思うし、また、競争原理についての今現在やっているものが、非常に不安定な面があると思っております。そういうようなものもやはり検討して、スムーズにいけるようにやってまいりたいと思います。今現在実施させていただいている方法は、非常に高くつく場合がある。こういうことが出てますから、そういうことのないような形で検討してまいりたい、このように思います。ただ、これは試行としてやっておりますので、やはりそこに問題点等があれば是正していかなければならないと、このように思います。そういうふうに理解してほしいと思います。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 法律というものを調べていく中では、結局公嘱協会の社員さんやということで、正会員の形で、10%公嘱協会の方へ配分されたこの金額の中から納められるという、基本的には、今請け負っている金額というのは、要は10%低い金額で本来は仕事ができるのではないかな、素朴に思うわけですね。そうしたら、住民側からすると、公嘱協会へ委託するよりは、もう少し、個人の競争を働かすそんな方法はできへんのかなというのは素朴に思うんですが、今は場合によって分けるとおっしゃいましたけれども、公嘱協会は公嘱協会の表示登記についてはもう一切公嘱協会以外、あるいは個人、公嘱協会に入っていない業者、業者にならへんのかな、個人さんと思うんですが、そういうところへ競争原理を入れていくというそういう考え方はないのでしょうか。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 個人としての土地家屋調査士に対して、町が契約するという事は望ましくないと。あくまでやっぱり公人公僕かのものに契約をすべきかなと、これが原則でございます。ただ、非常に表示登記、あるいは権利登記など、より難しい仕事でございますから、1つ狂えば、町がやって1つが狂えば大きな問題につながっていくということがあります。そういう中で、仮に個人と契約してその執行ができなかった、だれが責任持つのかということになりますから、やはり責任を持って最後までやっていただける方にやはり契約してまいりたいし、我々といたしましても、奈良県に、また斑鳩町には多くの土地家屋調査士を持っておられますし、またこれは当然斑鳩町の公嘱協会に加入してございます、そういう方々をお願いしていくのがベターである。大阪から東京から呼んでする必要はないと私は思うわけでございまして、それをやはり住民の目、いわゆる疑いの目で見られることであってはならない。そういうことにならないようきちんとした契約をしていきたいというふうに思います。

○萬里川委員長 議長。

○小野議長 118ページのところで、きのう、監査委員さんの意見書の中にもありましたけれども、未登記道路というんですか、その整理を急がなくてはいかんということを書いておられましたし、私もそのとおりだと思います。地方分権が進む中で、財産的にも全然登記ができていないということ、これはその自治体の母体がゆるんでいくということですし、職員を鋭意ということで、説明の中でもありましたが、登記の方の責任を鋭意投入する事を行い、処理物件挙げるのが望ましいという意見がありました。その中で、この

118ページに書いてあります所有権移転処理筆数17筆ということですが、以前から所有権移転については、公嘱協会の司法書士協会というところと契約ができておりませんし、先方も折り合いがつかないみたいなんです、この所有権移転の処理された範囲とといいますか、それは個人だと思うんですが、それはどこなのか。そしてそれについて17筆なんですけれども、幾らぐらいの費用がかかっているのか、それらについてはどうなんです。

○萬里川委員長 堤課長。

○堤建設課長 この未登記の案件の所有権移転登記、権利登記という形なんですけれども、これは担当の職員がやっております。手続き等については職員がやっております。費用につきましては、この事務処理だけですので、費用は別に支出するということはありません。

○萬里川委員長 議長。

○小野議長 そのように所有権移転、権利の移転については単に書類審査だけですけれど、登記というものについても表示登記と権利登記、それについてはいろいろな見方があると思います。先ほどの助役さんがたて職員にも土地登記調査士の資格取得に努めているということですが、取ってもらって、非常に勉強してもらうのはありがたいんです。というのは、非常に表示登記についての、もっと的確な勉強をしていただいて、発注をあげていかれるというのがベターだと思います。ただ、その職員が、土地家屋調査士を取得したからということで申請することはできないと思いますので、その点もまた理解しておいてください。

これらの権利登記については、そしたら本人でしておられるということは、監査委員さんがおっしゃっている職員を鋭意投入した方が望ましいということは、どのように見ておられますか。どのように感じておられますか。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 監査をいたしましたときに、非常に町道との未登記分が多いということで、これは早く測量をしなければいけないというようなご指摘をいただきました。町としては、年々何ぼかはやっているわけですが、なかなか相手もございますし、また、関係の書類もなかなかまとまらないということで非常に難しい問題があります。最大限の努力をもってやっていきたいと思っております。ただ、職員を投入してやるというようなことを言っておられたけれども、それは町としても、やはり職員を投入してやるということではございません。ただ、きちっとして、書類の届けは、それはすぐにでもやれるものであって、権

利登記はやれるということで、監査委員さんの中の説明でございました。

それと先ほど、議員もおっしゃいました、町の職員が土地家屋調査士を養成しても、土地家屋調査士法では、それはその協会に入らなければならないということでございます。それが入るかどうかが問題でございますから、入らなければそれは当然のことで、我々も分かりながらもそういうやっぱり検討はするというところでございます。

○小野議長　そういう表示登記という専門性のものは、職員の方に勉強していただきたいなど。そういうことも含めますし、認識をきちっとしていただけなかったら、また間違った面も起こる場もあると思います。その中で、先ほど助役さんも、測量業務と登記業務を分けて発注してみようと考えを出されました。それで事業料として、事業の金額として高くなった、高額になっている場合もあるということなのですが、その測量業務と登記業務という分け方、その登記業務の中で土地家屋調査士のその専門的な測量費とコンサルの測量費、これはまったく一緒のものなんです。その中でやはりだぶっての発注になったんじゃないかなと、それは考えておりますので、今後、そのようなことのないようにしっかりと勉強していただきたいと思います。

○萬里川委員長　松田委員。

○松田委員　今までの一般質問で僕は何回か善処をお願いして、それで前向きに進めるように答弁も得ているんですけど、未登記道路等の整備というより、むしろ道路になってない道路、登記以前の問題の道路、そんな状態がまだ存続して、しかもそれが地域によって主要な、現在道路として活用されているというところについて、一体どうなっているんでしょうかね。これ、確か12年度の議会中に一般質問で私、再度善処をお願いしているんですけどね、やりますということだったんで、具体的な内容について触れずに、それだけお聞きしたんですけど、もうそのままになっているような気がするんですけども、どう対応してくれたんですか、ちょっと聞かせてくれますか。

○萬里川委員長　堤課長。

○堤建設課長　事務的には、個々の方にお諮りさせていただいて進めておるんですけども、実態としては、まだまだ現実的になかなか難しい面もございます。その中でできる範囲ですか、少しでも事業として取り組める部分についてはやっというということで、今現在、鋭意努力しておるんですけども、その中でも1人、2人という場合にはなかなか難しい面もございますので、そういった形で今現在処理をさせていただいておると。現実的に立ち会いもさせていただいている部分もございますので、そうしたことについては、

出来次第、公道として所有権移転をさせていただいて、町有池となって、そのように認定していきたいというふうに考えております。

そういったことですので、なかなか底地の関係も難しいものがございますので、そういったことで進めていることは事実でございますので、ご理解の方をお願いしたいと思いません。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 進めていることが事実なら私も言わないのですけれども、ちっともそのことが進まない。たまたま発言して、そういうことを要請した時はちよろちよとやって、後はそのままになってしまうということで、これは言うたってもうしてくれないのやと。それから、一遍来たって、あともうそのまま何の連絡もないというのが実態なんですよ。私にも、こういう場所で発言したときにはそういうふうに答えてくれるけれども、ある日、こういうふうになってますなんて、言うてくれと言ってるけれども、言うてくれないんですわ。だからその辺から、信用したいんやけど、どうもそのご答弁をいただいても、ああそうですかと素直に聞く状態になってこない感情なんですよ。今、言われているのはちっとも変わってないんです、前に本会議でご答弁いただいた時も。せめてここの関係の人については協力すると言うてるんやと、だから進めてというところを具体的に、個人的には申し上げているんですよ。それでもそういうところが具体的にない。町側に言うてもどうにもならんと。あきらめと不審との感情があるんですわ。結局。それでも辛抱して、何とか皆さんが忙しいところをやってくれているんやなと思っているんやけど、今も進んでると言っているけど、進んでたら言わんのですわ。1つでも片づいていたら。私が指摘している関係、1件もそういう問題処理したことないですよ。それで進んでいるというふうには、僕は言えないと思うんですよ。いろいろ難しい面があるのかもわかりません。それは認めますけれど、しかし、経過はその都度やっぱり聞かせてもらわないかん。こういうことになっているからと言うのなら、その障害になっているものが我々でも力になれるなら、解消のためにそれは協力したいと思うんですよ。そういうことが全然なしに、結局、一緒になっていただけるかもしれませんけれども、町民、あるいは該当者に聞いていくと、不満だけが残って、不審だけがつもってきている。これが何年になるか、全然解決していない。道路に供しているところでない、道路になってない道路、全然道になってない、その道が4m近くあるんですよ。それに上の方の関係は町道ができてある。だから、そういう面からいくと、対応として緩いんだと思う。そのことがあるからかどうかわりま

せんけれども、計画路線ということで何カ年計画と言ってるけれども、全然手つかずで放置されているということなどからしますと、この辺もう少し真剣に考えてもらわないと、住民の不満というのがさらに、言葉が悪いけれども、爆発すると思いますので、私はやっぱり単なる口だけのその場の答弁で終わらないように、実行さらに目に見える形で出してもらえるように強くお願いをしておきたいと思います。以上です。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 ちょっとお尋ねしておきたいんですが、よく質問見たら、高い安いという、何か単価高いやないか、安い安いということがよく出てくるけれども、その中で、基準は何を基準にして安い高いというのかわかっておりますか。それちょっと。教えてください。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 例にとれば、土地の買収をお願いするという時につきましては、やはり鑑定結果をもとに、こういうこと、これが基準になっております。同時に、近傍宅地の評価ということも基準の1つにします。他の物件、また品物等については、やはり上代が決まっていますから、その上代から何ぼかを引いて、我々是对応している。こういうこと。例えば60%でこれはいけるという判断をすれば、60%。上代を基準としております。こういうことでございます。上代は一般的に公表していますから。

また、オープン価格というものもございます。これはなかなか難しいもので、単価があってませんので、やはりこれを基準にすれば非常に難しい。比較をさせて、一番安い品物を町としては購入すると、こういうことございます。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 そういうことはよく分かっているのです。ところが、ここにいろいろ遡って話ですけれども、農業委員のところに住んでおりますけれども、私だったら、きっちりこういうふうに答弁くれます。わかりますか。きっちりいただいているわけや。いつもよく言うように、うにやうにやうにやうにやと言われたら、我々自体が、今も言うように、物事がああ何かなというそしゃくをしているわけや。遠慮せずに言ったらいいのと違う。森河間違ってるぞと。これを言うてほしいねん。そういうことで、経緯というもの、これを見てほしい。わしはこの席に入って十何年間、いろんな方面で見て聞いてきた。この庁舎建てない時でも、農業委員の中でやってたことをみんな思い出しなさい。これが今も言うように、農業会だったんだね、昔は。農業や。それがあある2、3の者の中傷によって、「森河は花屋をしている。あいつよう売っている」という話が出て、職員さんうろうろされた

こともあるねん。私ら奉仕の精神、まつりということでやってきたんや、それ1つ。

それから、政治倫理条例を我々つくった。教育委員会は別としてや。学校の花やPTAの会合の時の花、これ写真撮っとけと言うた。わし、注文受けたら損や。それでも意地に入れてきた。そやから今後、いろいろな演壇の花の注文の写真撮ってきた。わしのやった写真、そこまで職員としたら、町の花を予算で買っておられるんや。町道でもそれはそういう問題。測量されたら測量されたその中で、こんだけの測量はこれだけかかりますよと。高い安いの評価やないわけよ。そういうことで、私は今言うように、何十年の経緯があるねん、経緯が。だから私は測量の方面、いろいろな方面で、きょうもはっきり返事してほしいのは、高い安いというような問題になっておるけれども、公嘱協会、何々協会、あるいはそこへ渡せば、あとの振り分けみたいなその中ですのと違いますの。中でしよったらいいのや。中でしよったらいいのと違うん。そんなとこまで干渉できへんで、職員も。そんな答弁するのがおかしいで。違う。そういうことですかやないか。そんな中のことわかって、我々で振り分けてというようなことを言うたら、越権行為になりますで。

○万里川委員長 森河委員、今、質問に対してのことで。

○森河委員 いやいや、いろいろの方面から言うてますねん。この中に入ってますのや、いろいろ。これは辛抱しておくんははれ。

○万里川委員長 だから言いたいことを集約してください。集約して何を言いたいのかを、何を聞きたいのかということをもとめてください。

○森河委員 わかりました。私は言いやすいような方向でとっておるねん、これわざと。六十何年も生きてきて、心で話しとるねん。職員も心でかかっているねん。もっと言えることを遠慮せずに言うたらええのと違うん。そうでせ。だから、今後、すまんねんけども、遠慮せんと、わしにもものがかかってくるように言うておくんなはれ。頼みますわ。意見として言うとかけども。参考のために、それでやっぱり早く進めたい。わしが言うたら遅くなるのわかつとる。そういうことで、ひとつ職員の方も一生懸命やってもらうの感謝しますよ。

○万里川委員長 だけど今の言葉も1つひとつ大事なことがありますので、理事者の方々もきちっと受けとめて対応していただきたいというふうに思います。

ほかにありますか。

では、これをもって第7款 土木費について、審査を終わります。

次に、第8款 消防費について説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第8款 消防費につきましてご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書130ページをお開き願いたいと思います。

第8款 消防費、第1項 常備消防費につきましては、予算現額3億3,803万2,000円に対しまして、決算額は3億3,640万9,080円で、執行率は99.5%でございます。

まず、第1目の常備消防費でございますが、予算現額2億7,231万円につきまして、全額執行いたしております。消防教育を広域的に実施しております西和消防組合に負担金として支出し、消防力の充実に努めておるところでございます。

次に、第2目の非常備消防費であります。予算現額2,616万4,000円に対しまして、決算額2,546万8,551円。執行率は97.3%であります。自主防災体制のさらなる充実に向けまして、非常備消防組織の充実と活動支援に努めており、消防団員数につきましては、年度末で96名となっております。また、消防比率向上のため、各種防災訓練及び研修等に参加し、団員の意識高揚と非常時における緊急体制の強化に努めてまいりました。また、平素は定期的に消防自動車や消防器具など機械点検整備や、町内にあります防火水槽の点検等を実施しており、その他の活動といたしましては、火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年初めには出初め式、文化財防火デーの防火訓練などに出動をいたしております。

また、平成12年8月20日は、全町民対象の総合防災訓練を、町消防団を中心として斑鳩南中学校で実施し、地域住民が連携を図り、初期の応急対策活動等において身をもって体験していただき、防災意識の高揚にも努めてまいりました。

その他、自衛消防団18団体に対しまして、組織の充実を図るための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めてまいりました。そのほか、自治会等への初期消火体制の強化を図るため、消防器具整備事業に補助金を交付するなど、消防体制の充実に努めてまいっております。

次に、132ページをお開き願いたいと思います。

第3目の消防施設費でございます。予算現額1,368万円に対しまして、決算額1,317万6,211円。96.3%の執行率となっております。

消防施設の整備といたしましては、まず、耐震性防火水槽、60トン級1基を設置いたしております。消火栓につきましては、開発指導に基づく2栓の増設をいたしました。そ

の結果、消防水利指定溜池は15カ所、消火栓が559栓、防火水槽が98基となっております。

また、既存の消防設備の維持管理に要します経費も執行を行うなど、消防設備のより一層の充実を図り、災害時に備えておるところでございます。

次に、133ページをお願いいたします。

第4目の水防費でございます。予算現額11万円に対しまして、決算額8万5,756円。執行率は77.9%となっております。昨年9月11日の大雨によります消防団員の警戒のための出動に要した経費でございます。

次に、第5目の災害対策費でございますが、予算現額2,576万8,000円に対しまして、2,536万8,562円。98.4%の執行率でございます。総合的な防災・消防体制の充実といたしまして、まず災害対策施設の整備につきましては、緊急時の情報伝達体制の整備として、服部自治会内、幸進町自治会内、法隆寺駅南口の3カ所におきまして音声遠隔装置を設置いたしました。そのほか、県防災無線の整備では、平成12年度では、衛生系システムの整備を行っております。

また、危機管理体制の充実につきましては、災害物資の備蓄といたしまして、缶入り乾パン3,000食を購入したほか、自主防災体制の充実といたしましては、第2目でも申し上げておりましたが、平成12年8月20日に全町に対して行いました総合防災対策を実施し、地域住民が連携を保ちながら応急対策活動ができるよう、防災意識の向上を図りました。

さらに災害応急対策につきましては、昨年7月4日に発生いたしました局地的豪雨により富雄川が越水したことにより災害に対し、消防団員を初め教職員等の出動や応急・復旧等に要しました経費の振興に当てております。

以上、第8款 消防についての執行状況の概要となります。

よろしくご審査のほどをお願い申し上げます。

○萬里川委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 12年度の関係からも出てますけれども、火災出動4回というふうになってるんですけども、一般の人、連続的にこれから発生したような感じがするんですけども、この火災の原因は一体どうだったのか、どう説明されているのかということと、今後、

どうそれに対応していくのかという関係の総括みたいなものがどうされているのか。件数だけは出ているんですけども、それがどうであったのか。このことによって、今度どう考えていかなきゃならんのかということが中にはなかったですね。最近非常に多くなってきている放火です。そういう関係があるのと、こういうふうについても、この分析結果ではちょっとご説明いただきたいのと、災害物資の備蓄の関係がここに書かれているんですけども、やはりこれも多少問題だと思う。この備蓄が何を基準にしたものか。例えば、斑鳩町が災害を予測して、これだけの備蓄は1日分であるとか、あるいは1食分であるとかいうことになるのかどうか知りませんが、何を基準にして、何となく備蓄をしているという格好でやっているのか、この辺がちょっとわからないんですけども、その辺はどういう関連づけになってるのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 まず、後の方の備蓄の基準の方を先に申し上げたいと思います。備蓄の基準につきましては、阪神・淡路大震災の教訓から、斑鳩町地域防災計画を平成10年度に見直しました結果、その中で同規模の災害が発生すると町内で仮定しまして、町内において人口の9.2%の被害者が出ると想定いたしております。その結果に基づきまして、最低1日分の食糧、目標備蓄食糧は8,300食、毛布を1,500枚確保したいと、このように考えているところでございます。その目標にしたがいまして、年次で備蓄を進めてきているところでございます。

それから、火災出動4件の方でございます。昨年9月と11月、そして今年の2月、3月、平成12年度で4件の火災が発生しておりますが、その原因につきましては、西和消防組合ともその原因については当局も聞くわけでございますけれども、原因については、1件はたき火の飛び火であるということを知っておりまして、あと3件につきましては、不審火であり、原因が分からないというふうに聞いております。なお、このことにつきましては、その予防対策といたしましては、西和消防への巡回の強化を申し入れるとともに、また町の消防団におきましても、時期的に2月、3月、そして今年度に入りましてからも、火災の関係上、町の消防団におきましても、月に2回の機械点検の際には町内の防火予防の啓発も行っていただいているところでございまして、それにつきましても強化をしていただくようお願いをしたところでございます。

そういったところで、今年冬から春にかけては、一時期火災が重なりました関係で我々としましても心配しましたがけれども、今のところ火災は落ち着いているというところでござい

ざいます。そういったところで、啓発面での強化をいたしたいというところがございます。
以上です。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 質問した順番で、火災の方からまた再質問させてもらいますけれども、今、言われている関係については、やっぱり消防ではいろいろ啓発してくれています。たしかにそれはそういうことをされているんでしょう。しかし、この12年度の火災の状況を見て、そしてこの近隣の関係を見ると、不審火がたしかに多かったと思われる。たしかにそれは一般の家屋というより納屋、倉庫的な関係、そういうところから出火している住宅が多いんですね。そういう場合、消防とかなんとかというより、むしろそれを所有されている人々に今の火災の傾向というもの、かつては天ぷらやとかたばこかいろいろ言って、各家庭に注意を喚起したと思うんですよ。ところがやっぱりこういう形になってくると、自分の家の不始末云々というより、そういうことがある。じゃ、そういうことによって、納屋の関係は一体どうなのか、あるいはどういうふうにしているのかということについても住民の注意喚起をするような方法が取られていないのと違うか。むしろそういうことをせんと、今だっておさらび的な喚起だけを言ってきているということではいかんのと違うのか。だから、最近、たばこの不始末だとか、あるいは油ということについては、ずいぶん心配して、各家庭ではずいぶん注意をされている状態になってきていると思うんです。だからその起きた原因というものを究明しながら、そういうことについて注意を促していく。今は普通の状態というのが、非常に斑鳩の場合は商工的な関係が多かったですね。だから、そういうことからいくと、やっぱりそのことについての注意を喚起するという、住民に対する、やっぱり努力が必要と違うのかな。だから、今までやってきている環境はどうもマンネリ化しているような感じがしますので、十分その原因を究明しながら、それに即応した体制というものをやっぱり充実をしていく、そういうふうなことをやっぱり考えてほしいと思うんです。それ以上私の思う限りでは、斑鳩は広報にいろいろ書いてあって、いろんな方法、成果ともに含めて意味を喚起をせんといかん。一般住民に対する喚起の方法がとられていないんじゃないかと思えますから、そういうことはやっぱり大事だというふうに思っていることを申し上げておきます。今後ご配慮いただきたいなというふうに思うんです。

物資のこの備蓄の関係なんです、たしかにこのああいいう大震災をひとつの契機にして、そういうことも考えなければならんということだと思えるんですけども、大震災の規模を

考えていったら、そんなことではあかんだらうと思うわけ。やっぱり斑鳩町というのは、都市化した状態ではないですから、甘いかもしれませんよ、甘いかもしれませんけれども、備蓄の関係について、むしろあるいは給食の関係などについて、例えば、1日分については最初は取れるのかなというふうに思うんです。特に1日分と言っても、これ1日分になりませんよね、見ていくと。6,000食と言ったら1日分になりませんやろ、所帯数にもなりませんわな。だけどこれについてはそういう非常時に備えるという関係があったとしても、ある程度そういうことも考えているんやというひとつの位置づけというものとあわせて備蓄ということになるんだと思うんです。毛布の910枚これなら1日分の給食さえならんぐらいなら、どうなんやと。やっぱりそれはそれだけまだ家に残ってるやないかと言うかもわかりませんな。だけどそんなんなら理屈通らんでしょ。だからあまりこういうことについても、最低限、特にその場所で応急できる、間に合わせる関係、取り寄せる数の云々ということではいくらか確保しているという程度のことでないのかなというふうに私は思うんです。また、そういうふうに認識した方が、こういう予算の執行にあたって、あるいは備品の関係についても、あるいは今、我々の関係、調査している関係ですね、の場所の範囲から見ていても、その程度になってきているのではないかな。だから余りそんな大げさなことを言うて、大々的によ言うてるけれども、大々的な答えにはなっていないんやからというふうに私は思うんです。ただ、一般住民が不安を持たないために、そういう備蓄などの関係についても常に体制は整えているという行政の姿勢としてはわかると思いますけれども、やっぱりそういうことに、各家庭にも周知をさせる。あるいは、各家庭についてもやっぱり災害に関して行政も要請しているけれども、各家庭でもそういう体制というもの、気持ちというものを要請していくということが大事ではないかというふうに思いますので、ちょっと1点だけ申し上げておきたいと思います。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井委員 今、松田議員の先の話ですけれども、私は消防に30年余りおって、火災の原因、これを聞く、または上部の団長なんかがどういう原因かと聞いたかて、やはり言わないと。これはやっぱりはっきりせんことには、その現場、すぐにはその原因はやはり警察なり、西和の監視課が来て調べるというまで、団員は何があったかということは、これはやっぱり言えないというので、明くる日新聞を見て、火災があったと。簡単な原因ぐらいいやと思いますけれども、これは後でわかれば、やはり町の火事は町の総務へ、西和なり

西和消防、西和警察に原因を教えに来るんです。それでもこっちがいつも聞いておられるんです。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 当然火災が起きましたら、我々現場へ行きます。その時に原因がわかれば聞くわけですが、原因がわからない場合は西和消防の方から後日、電話をいただくことがあります。その中でもやはり原因がわからないということがあります。

○萬里川委員長 浅井委員。

○浅井委員 今、課長が答弁してはったそのとおりやと思いますけれども、やはり私が行って、たばこやと言った場合、それは事実だったかて、やはり建物火災には保険がかかっています。いろいろな問題で、プライバシーの問題もあると思って、これははっきりと言わないと思いますわ。言うたら責任をとらんなんならんからね。団員はもう何もわからんと。ただ、団長がご苦労さんで終わって帰ったと思います。そして後日、西和からそういう報告があるということがあって、新聞にはやっぱり書いてますけれども、余りこちらからそういうことは言われへんと思いますわ。それはやっぱり保険問題出てきて、農協の人にちょっと聞いたら、まだ原因がわからないという、それを町の住民に啓発で倉庫が焼けたとか、何が原因やったかということは、一般でちょっと口に出すのはどうかなと私は思います。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 今言われているのは、その当時の関係はそれでええと思うんです。決算やらね、12月の決算で戸数を上げている限りにおいて、ただ単に件数だけをあげていることだけで対応したんでは、ありきたりのことではいかんということ言ってるんやから、そここのところ誤解のないようにしておいてもらわんといかんと思うんです。だから慎重に扱う、あるいはでたらめで報告的にだれかてわかっていることだから。しかし、これは今ここでどのように把握してどのように対応していくかということで決算を行っているわけですから、その立場で聞いているというふうに理解してください。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 1点だけお尋ねをさせていただきたいと思います。130ページの非常備消防費の関係なんですけれども、自衛消防団の設立を支援したというふうに書かれているんですが、新たに自衛消防団が設立されているのであれば、どこで設立されたのかというのを教えていただきたいのと、参考までに、むしろおわかりになるようでしたら、自衛消防

団の設立の経緯とか経過などについて聞かせていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 自衛消防団、平成12年度で2件新設になっております。東里自治会と、三町自治会内で自衛消防団の設立でございます。

それから、自衛消防団の経緯でございますけれども、以前から自衛消防団、各自治会の中でつくっておられます。これにつきましては、基本的には自分たちに地域は自分たちで守るということで、設立を今現在進めているところでございますが、昔から自治会の中で自警団という、そういう自治会内での自主的な防災に限らず、いろいろ警らをされる、年末の警戒などをされる、そういう自警団という団体の発足が初めというふうに理解しております。それはずっと今日まで流れてきまして、今申しましたように、町からもそういう地域の安全は地域で守っていただくという趣旨のもとで、消防器具等の補助金を出す中で、そういう自衛消防団的な発展になってきているのではないかというふうに考えております。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 東里と三町というふうに聞かせてもらって、今の課長のご答弁の中で、もともとの自警団というような形で初め自治会でもともとあって、それが設立の経緯、経過につながるということを聞かせてもらったんですけれども、新しく自治会が形成されている地域、現在でも非常にたくさんありますね。ここで私の所属している自治会もそうなんです、特に火災ということもあるんですけれども、地震とか、それからさまざまな災害に対して、夜間は非常に男性の方も帰宅をされているということでもいいのですが、昼間の時間帯がかなりやはり高齢者の方が多いということになって、自治会の中でもいろんな議論があって、私たちも自分たちの地域は自分たちで守りたいという思いはあるんですけど、どうしたらいいだろうかという議論が出てきてます。そういうところで自衛消防団設立の支援ということがここに書かれていましたので、そういうノウハウというようなことを、私どものような新しい地域の中にきちんと行政側から資金の援助をしていただけるという立場になるのかどうかということ聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、例えば、私たちはもういろんな方法はあるねという話し合いの中で、ガスに頼らないで、最近、電気調理器具とかいうようなものもあって、ある程度の温度になるともう電気が流れないようになって、その電気調理器で、ガスで調理するのと同じぐらいの火力と言いますか、力がある。そういうものにひとり暮らしのお年寄りがおいでになる場合

は、そういうものに変えていってもいいやろうなというふうな話はしているんですが、なかなかそれもお金もいることですし、設備を全部そっくりかえていかないといけないということになって、けど、そういうまだまだ便利な器具があるということについて啓発が行き届いていないというところもあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはご意見とか、啓蒙の仕方とかについて考え方があったらあわせて教えていただきたいと思います。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 まず、自衛消防団の、町が考えております基準と言いますか、まず、各自治会でそういう組織をつくっていただくことに対しましては、1つは単式ポンプを備えてやりたいということと、それからあと、それに係りますホース等消火器具一式、これにつきましては、これをまず備えていただきたいということを申し上げております。そして、その中でその費用につきましては、簡式ポンプにつきましては町の補助金がございます。消防格納庫、ホース、開栓器等、こういった補助金がございますので、それを備えていただきますのに一定の補助をさせていただいているということで、お願いをしているところでございます。

電磁調理器の啓発の関係ですけれども、これにつきましては、今のところ、こういったものを進めていくというようなことは聞いておりませんが、また西和消防とも相談しまして、こういった啓発を進めていくのかどうか相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 総括的に、山本議員のご指摘のように、やっぱり斑鳩町としてみずからの町は自分たちが守っていくということで、やっぱり自警団でできることがいいわけですから、新しいところもございますから、そういうところに対する啓蒙ですね、説明会等もあれば出向いて行って、そういうことを自発的に明示していただくような努力をしていくことが大事だと思います。努めてまいりたいと思います。

○萬里川委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 133ページの災害物資のことですが、私ちょっと別の観点から、この災害物資については、備蓄をどのようにされているのかなど。災害が起こったときのために使うのもので、地域性とかそういうものもいろいろあるのかなど思ったりもしながら、

町がどのような考え方で、どこへ備蓄をされているのかということ。1カ所ではなく、分かれていたら分かれているように、どこへどういうふうにということで、ちょっとお答えをしていただきたいと思うんですが。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 備蓄品は3カ所に分かれて保存をしております。斑鳩東小学校、空き教室に設置してます。それと龍田地区で消防コミュニティセンターにも備蓄をしてます。そして龍田神社の前の旧第1分団詰所防災倉庫に備蓄をしております。この3カ所でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 それは地域的の割り当て。数も大体同じような形で想定されて、備えつけの方はされているのかなというふうに私もちょっと心配するわけなんですけれども、できましたら細かく、校区なども視野に入れまして、大体数とか人口とか、そういうことも先ほどの質問ではどの方もおっしゃっておられましたけれども、より計画的な形でやっていただきたいなと思います。

それと、ここの財産に関する調書の方に、今、聞きましたら、その龍田神社の横のところは、ここには防災倉庫というふうに挙げられていると思うんですが、そして第2分団車庫という形でここに上がっているわけなんですけれども、今、第2分団の屯所ですね、ここで言われる車庫ですね、新築しようとしているわけなんです、あれができましたら、あとこの第2分団の車庫につきましては、町の方としてはどのような使い方になっていくのかなということも、ちょっと聞いておきたいと思うんですけれども。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 備蓄の関係等については、先ほども松田委員もおっしゃったように、これも賞味期限が3年とかいう乾パンでございますから、単純なものですから。これは昨年の災害の訓練の時に全部出して、新しくまた購入したということもございます。ただ、災害の時は、災害協定ということで敷島パンとかあるいはそういうスーパーの関係等とも結びます。それだけすべて、これは松田委員がおっしゃったように、もうすべてが行き届く、なかなか斑鳩町単独でやるというのは、かなわない話ですから、やっぱり、給食というのは必ず必要なものですから、ただ、ひとつはやっぱり住民が何か起こったという時にやっぱり安心できるというのが、我々としてはやっぱり最低限の備蓄をしていくというのが、そういうものについて不安を与えない、そういう状況で進めさせていただいてます。乾パン

というのはもう食べていただいたらわかるように、腹が膨れますけれど大したものじゃないと思います。

それと第2分団の屯所でございますけれども、今一度は周辺で警察の交番でもという話をしては、警察の方もどういう形になっていくのか、いろいろと検討をさせてもらってますけれども、当面は、警察は来ないとすれば、あの場所は備蓄倉庫になってまいると考えております。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 この乾パンとか、先ほどの備蓄の、この期限というのはどのぐらいもちますの。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 乾パンにつきましては、5年でございます。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 その中で、阪神・淡路大震災の時からこうして備蓄をやっていただいているね。先の古くなったものを、どういうふうに我々に分配しているのか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 乾パンにつきましては、昨年開きました防災訓練のときに賞味期限が間近にせまりましたので、非常食ということで、住民の方に配布させていただきました。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 やっぱり5年も使った、4年目に転ばぬ先の杖で早く私は皆さんにこうこうでということで、施設もあるんだから、そういうところに1年というものを置いて、古くなったからというてはいかんから、おいしいですよ、あれ。腹へったら何でもおいしい。そやからそのつもりで今後聞いておいてほしい。それ1つと、それからこの緊急伝達装置ね、これやってもらって非常に迷惑かけているとか、いろいろやかましいとかいろいろあったけれども、これを立ててやっていただくということですが、これは、設置したとこの一斉のスイッチか、それともあるところ、ところ、ところではいるのですか。その点どうですか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 個別に選択して放送することができます。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 ここですね、緊急というの、こんなものあって困るわけや。ところが今、よ

く言うように、有線放送ということで、町の情報を流そうやないかと。例えば議会が始まっていますよとか、そういうことも緊急に入るわけや。取り方や、物事の。そういうところで、私はなぜこういうことを言うかという、付いてあったというものは、取り組んでいるものが非常に意識を持っている。ところが知らない方は、何を聞いたのだろうかということね。私がよく、例えば釣りに、魚釣りに行くわけです。そしたらこの村が夕焼け小やけが鳴つとるわけ。夕方6時ね。この村は、その村によって違うわけや。ここ町ですからね、町ですよ。やはり便利よく緊急時じゃなくて、こういうものが放送があるんだなと、何か放送したら耳を傾けるようなことをしとかんことには、きょうび夕方になったら、夏になったら、クーラー入ってるから全部閉めて、外の放送が聞けなかったということがこの前の警報の時にあったわけや。そやから、やはり夕方6時になったら、夕焼け小やけでも、たとえ何時でも鳴らすのかとか、そういうものは取れないんですか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 有線放送につきましては当初、町の行事の啓発とかも放送していこうという一時考え方があったわけですが、そのために平成11年に一度、2月にマラソンとかイベント会場で立て続けに鳴らしたことがあります。その時に苦情が殺到したという中で、やはり本来の目的である有線放送が、往々について緊急時、非常時の伝達、そして町が主催となる行事の中止等緊急伝達、そういったことに限定していこうということになってございます。また今、申し上げますように、メロディー等を流しますと、スピーカーの近くの方から苦情が出るというふうを考えられますので、少し難しいようにと考えております。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第8款 消防費についての審査を終わります。

10時55分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○萬里川委員長 第9款 教育費について説明を求めますが、それまでに里川さんの治水の水量にかかわっての答弁をいただくということで、前もってお聞きしておりますので、堤課長からご答弁をいただきたいと思います。

堤課長。

○堤建設課長 ため池の利用施設ということで、その計画対策量、また、本町が行ってききました治水量についてご報告させていただきます。

この計画対策量といたしましては、2万9,700立方メートルということでありまして、ちょうど町が行った事業のその量につきましては、1万4,580立米ということで、対策率については49.1%です。その中には、昨年から行っております瓦塚池が入っての量ということでございます。

また、今後の見通しについてでありますけれども、これにつきましては、また県の方でも事業をしていただいております。これは事業者は県ということでありましたけれども、この関係もありまして、そしたらあと斑鳩町は今後どういうふうな計画になってくるかということですが、その施設の管理者であります改良区なり水利組合との協議も必要となってきますが、特にある程度できる範囲についてはこんにちまで事業を進めておりますので、そういったものの考え方については、今後、管理者等と協議しながら、また工法的に可能なかどうかということもございますので、そういったことで計画を考えていきたいというふうに思っております。

○萬里川委員長 それでは、第9款の教育費について説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 簡単にということでございますので、できるだけ簡単にさせていただきたいと思っております。

斑鳩町総合計画であります歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里基本理念におきまして、教育基本法に則った教育を推進し、基礎的、基本的な能力の育成を図るとともに、人間性豊かな町民の育成にすべくまいったところでございます。

12年度の教育行政の成果についての概要説明をさせていただきます。12年度の第9款 教育費でございますが、現計予算額11億5,823万円に対しまして、決算額9億5,220万1,991円で、執行率は90.8%でございます。私の方から施策の成果の135ページから170ページの施策についてご説明申し上げます。

まず、135ページでございます。決算額176万562円で、執行率は97.2%でございます。時代の変化に適切に対応し、また、町民の期待に応えられる教育行政を自主的、主体的に展開し、一層の活性化を図るため、委員会を毎月1回定期的に開催いたしております。また、教育委員の研修に参加するとともに、町独自の委員研修といたしまして、愛知県岩倉市市立北小学校、静岡県立浜松西小学校へ総合的な学習の時間の取り組みについ

での先進地視察を行ったところでございます。

次に、第2目の事務局費でございますが、決算額1億598万466円で、執行率は98%でございます。心身に障害を有する児童・生徒の適切な就学を図りますために、心身障害児童生徒就学指導委員会を1年4回開催、小委員会を8回開催いたしまして就学指導を行いました。また、学校教育の専門的指導にあたる学校教育指導主事を配置いたしまして、学校教育の指導の充実に努めたところでございます。

次に、教員の配置につきましては、教員の配置基準によって配置がされますが、学校教育を円滑におこなうための必要な教科の補充を初め、障害児教育の指導の充実に努めるために、小学校に4名、中学校に6名の町費講師の配置を行い、人的条件の整備に努めたところでございます。

次に、平成7年度から開催しております子ども模擬議会でございますが、議会のご協力を得まして、次代を担う子どもたちに議会や行政について関心を持ち、意識を高める体験学習の場として8月25日に実施いたしました。19人の小学生、これは4年生から6年生まででございますが、1日議員として行政に対する質問を行いました。後日作成いたしました議事録につきましては、学校の学習の教材として役立てているところでございます。

次に、夜間中学校についてでございますが、諸般の事情によりまして、中学校を卒業していない方々のうち向学心が旺盛で、夜間中学校に就学を希望する方に対しまして補完措置を行っております。平成12年度では春日中学校に2名、畝傍中学校に1名の方が就学いたしております。

次に、136ページでございます。第3目の私立学校振興費でございますが、決算額が1,120万8,650円で、執行率は99.2%でございます。私立幼稚園就園奨励事業につきましては、国の制度によりまして、幼稚園教育の保護者の経済的負担を軽減するために実施しております。

本年度も法隆寺幼稚園ほか5園に167件、1,090万8,000円の支援を行ったところでございます。また、法隆寺幼稚園に対しまして、就学助成として30万円の助成を行っております。

次に、第4目の外国青年招致事業でございますが、決算額508万2,216円で、執行率は92.5%でございます。国際理解教育の一環として外国語指導助手1名を招致いたしまして、両中学校に派遣し、生徒の英語によるコミュニケーション能力を高めることができたところでございます。また、公民館の英語会話教室や幼稚園、小学校にも派遣いたし

まして、小さい頃から異文化に対する関心を高めるように努めているところでございます。

次に、第5目の児童生徒海外派遣事業でございますが、決算額417万2,449円で、執行率は93.1%でございます。国際的視野を持つ人間の育成が求められている中、中学生10人を8月8日から8月15日の8日間、ニュージーランドに派遣いたしました。この子どもたちは現地の学校を訪問したり、交流会、またホームステイなど貴重な体験を積みまして、海外派遣に参加したもので国際交流グループを結成し、外国人との交流会やボランティア活動等を行っているところでございます。

次に、138ページでございます。第6目のスクールカウンセラー事業でございますが、決算額370万7,751円で、執行率は97%でございます。少子化や核家族化等の影響で、子どもたちの人間関係を築く力が低下しており、登校拒否といった問題が極めて深刻かつ重大な教育問題になっていることから、本年度も引き続き町単独で事業を実施いたしました。また、生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスをやわらげ、心のゆとりを持てるように、両中学校に心の教室相談員を各1名配置いたしました。また、小学校におきましては、異年齢集団の中で活動が少なく、人間関係がうまく築けない子どもたちが多くなっていることから、児童と親しく接しながら、児童の学校生活を支援できる第三者的な存在となりえるふれあいフレンドを各小学校に1名配置いたしました。

139ページでございます。小学校費でございますが、第1目 学校管理費でございます。決算額1億2,587万7,041円で、執行率は97.7%でございます。小学校施設の老朽化に伴う修理や改造を行い、児童が快適な教育環境で安心して教育を受けられるよう、改善に努めているところでございます。また、学校教育におきまして一番重要なものにつきましては、教師の資質でございます。教師の人づくりであることから、職員に必要なとされる基礎的及び実践的指導力を習得させるため、教育の研修を図るとともに、各関係機関が実施されます研修会等に積極的に参加させ、その補助に努めたところでございます。

次に、141ページから143ページでございますが、第2目の教育振興費でございます。決算額2,994万9,172円で、執行率は94.3%でございます。国際理解、情報、環境等時代に応じた教育活動の展開に努めるとともに、情報教育の一層の充実を図りますために、各小学校に17台のコンピュータを導入し、合計22台のコンピュータによりまして、児童2人に1台で指導を行い、総合的な学習の時間や社会、理科などの調べ学習に活用し、実践力を養うことに努めているところでございます。

また、義務教育の円滑な実施を図ります経済的理由によって、就学困難な児童の保護者

に対しまして就学援助を実施いたしました。

次に、144ページでございます。第3目の保健体育費でございますが、決算額は3,114万1,077円で、執行率は94.5%でございます。西小学校プールの老朽化に伴いまして、修理工事を行い、教育環境の整備を図りました。また、児童の疾病の早期発見や事後措置などの児童の健康回復あるいは維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めたいというところでございます。

また、学校給食の安全で栄養バランスの取れた給食の実施に努め、保護者の負担軽減を図りますための助成を行っております。

次に、145ページでございます。中学校費でございますが、第1目 学校管理費でございます。決算額は7,636万6,076円で、執行率は97.1%でございます。両中学校に用務員と事務員を計4名臨時職員として雇用いたしました。また、中学校施設の老朽化に伴い、修理、修繕等を行い、教育環境の整備に努めたところでございます。また、小学校と同様、教師の資質の向上による研修の実施を行いました。教師としての使命感や実践指導力のある教師の育成に努めたところでございます。

147ページの第2目 教育振興費でございますが、決算額1,383万9,783円で、執行率は91.5%でございます。生徒の健全な育成を図る1つといたしまして、クラブ活動や部活動を通じまして人間関係を深め、仲間づくりの推進、また、体力増進を図るための奨励に努めたところでございます。また、校外活動といたしまして、生徒に対して自然や人とのふれあいなどの豊かな体験活動を通じ、自然体験や社会体験の不足を補う機会づくりに、中学生生徒宿泊訓練事業を実施いたしました。また、芸術鑑賞及び表現活動の機会の確保と芸術・文化の振興に助成し、文化活動に対します認識を高められるよう努めました。また、就学援助事業につきましても、小学校と同様、就学扶助を実施いたしましたところでございます。

次に、150ページでございます。第3目の保健体育費でございますが、決算額1,189万2,702円で、執行率は91.6%でございます。小学校と同様、生徒が常に健康な状態で学校生活を送れるように、健康管理に努めたところでございます。また、学校給食の充実につきましても、小学校と同様、安全で栄養バランスの取れた給食の実施を図りました。また、保護者の負担軽減を図るための給食補助金の交付を行っております。

次に、151ページから153ページでございます。第4項の幼稚園費でございます。

第1目 幼稚園費でございますが、決算額1億5,277万3,021円で、執行率は99.

2%でございます。幼稚園教育は、幼稚園教育要領に基づき、遊びを中心とした生活を通じて一人ひとりの個々に応じた総合的な指導を行ってという幼稚園教育の基本的な考え方に立って、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事に自分から係わりようとする意欲等を培うことができるように努めたところでございます。

続きまして、154ページから156ページまでの社会教育費でございます。予算総額4億9,882万7,000円に対しまして、執行額が4億1,008万890円で、執行率は82.2%でございます。

まず、社会教育総務費でございますが、予算額4,786万6,000円に対しまして、執行額は4,639万714円で、執行率は96.9%でございます。人権教育の推進についての取り組みでございますが、町民の皆さんに同和問題を初めとする偏見や差別に対します正しい考え方への理解と認識を深めていただくため、人権問題地区別懇談会を法隆寺地区と富郷地区の一部を対象に17会場で実施いたしました。また、人権教育研修会を6回行い、差別意識の払拭を求めていくとともに、各種の同和教育研修会にも参加し、人権教育の向上に努めているところでございます。

次に、家庭教育につきましては、それぞれの家庭で行われている教育であり、すべての教育の原点であります人間形成に大きな影響を与えるものでございます。核家族化が進む現代社会において、子育てにおける悩みを解消し、子育てに自信を持ってもらうことを目的に、10月から3月の期間に家庭教育講座として7回開催し、462名の参加を得たところでございます。今後もより一層家庭教育の推進、充実を図るために、子どもを持つ親の生の意見を汲み上げ、ともに考え、また、関係機関と連携をし、協力をしているところでございます。今後、幼稚園、小学校、中学校におきましても、家庭教育学級等で現在既にその活動を始められているところでございます。

次に、青少年教育についてでございますが、心豊かな人間の育成を図りますために、生活体験や自然体験を通じて仲間意識をもてる機会づくりとして、小学校4年生から6年生を対象としたホリデー学園を開催いたしました。97名の児童の参加を得、年間10回開催をいたしております。

次に、長寿社会が振興する中で、高齢者が潤いのある生活を実現していただくために、高齢者学級を12回開催いたしました。

次に、平和展の開催についてでございますが、戦争を知らない世代に戦争の恐ろしさを伝えるとともに、平和の尊さを認識するために、中央公民館で第13回平和展を8月26

日から8月27日に2日間実施し、450名の参加を得たところでございます。

次に、社会教育団体の姿勢及び支援についてでございますが、生涯教育の基盤を培う上でその果たす役割は重要と考えています。婦人会、子ども会、連絡協議会など10団体に対しまして、活動の発展、充実を図りますために、補助金、助成金を交付したところでございます。

次に、157ページから158ページでございます。

公民館費でございますが、執行額7,691万9,162円で、執行率は98%でございます。公民館運営につきましては、社会教育活動の中心的に施設として、各種交流の場としての活用を図っていただけるよう、施設の維持管理に努めているところでございます。年間合計利用回数は6,254回、人数で見ますと8万7,119人の方が利用いただいたところでございます。公民館事業といたしまして、文化、教養補完のために27の特殊教室を開催し、466名の参加がございました。また、教養講座の中には音楽講座など10講座に446名の参加がございました。また、公民館教室生の学習成果の発表の場としております公民館祭りにつきましては、3月17日から19日までの3日間開催いたしましたところでございます。

次に、159ページでございます。文化祭でございますが、執行額は152万3,611円で、92.9%でございます。文化活動の活性化と振興を図りますことを目的とした斑鳩町文化祭を11月3日から11月5日までの3日間開催いたしました。初日の11月3日には文化講演会として、国際ボランティア名誉大使の中田武仁氏をお招きいたしまして、開催をいたしました。小・中学生や福祉団体の発表会、洋画などの作品展、商工会によります物産展や茶会など盛りだくさんの催しを開催し、住民のご協力を得たところでございます。今後も町民がより一層文化活動へ参加されるよう、知恵を絞っていきたくと考えております。

次に、160ページでございます。文化財保存費でございますが、執行額は1億8,916万7,029円で、執行率は69.5%でございます。未執行額のうち藤ノ木古墳整備及び石室保存修理事業に伴う7,870万5,000円につきましては、平成13年度より繰り越しをさせていただいております。そして主な不要額につきましては、受託発掘調査費の250万円と藤ノ木古墳整備事業74万5,000円でございます。受託発掘調査につきましては、現所有者負担による発掘調査が生じた場合に対応するための調査費でございまして、12年度では発掘調査がなく、未執行となっております。また、藤ノ木古墳整備事業につ

きましては、史跡地の公有化に伴う測量登記事業委託料の軽減によるものでございます。

続きまして、史跡藤ノ木古墳整備につきましては、史跡指定地域最後の地権者との方との交渉がまとまりました。売買契約を締結し、1,029.46平米の土地の公有化を図りますとともに、家屋の移転補償を行いました。ただし、建物の移転時期の関係から、平成13年度への繰り越しとなっております。史跡藤ノ木古墳石室保存修理事業につきましては、石室羨道の閉塞石部の発掘調査と石室の保存工学的調査を実施いたしました。なお、現在までの調査結果から得られましたデータをもとに、10月に予定しております史跡藤ノ木古墳整備検討委員会におきまして、整備手法等について検討いただくこととしており、あわせて整備基本計画の見直しも行ってまいりたいと考えております。また、国庫補助事業としての町内遺跡発掘調査事業といたしましては、個人住宅等に重なる緊急発掘調査も実施のほか、法輪寺及び駒塚古墳、調子丸古墳の学術発掘調査を実施いたしました。

また、文化財への理解と認識を深めていただくことを目的に、毎年、文化財を強調月間にあわせまして実施しております文化財啓発事業の斑鳩考古につきましては、「近年の飛鳥時代寺院の発掘調査から」と題しまして、歴史講演会を中央公民館において11月23日に開催いたしました。150名の参加を予定しているところでございます。

次に、162ページでございます。中宮寺史跡整備公園指定事業指定調査費でございますが、決算額、執行額が248万4,440円で、執行率は97.2%でございます。史跡中宮寺跡につきましては、史跡指定範囲を確定するための分筆測量作業を実施し、その後、史跡の追加指定の申請を行いました。平成13年5月16日で史跡指定の答申を受けております。

次に、162ページでございます。青少年野外活動センター管理運営費でございますが、執行額が121万3,253円でございます。執行率は77.8%でございます。主にセンター内の草刈りと指導員の配置、そして施設警備委託によるものでございます。本年度につきましては、6団体、209名の利用がございました。自然の中での体験学習に親しんでいただいたところでございます。

次に、163ページの図書館管理運営費でございますが、執行額が8,898万3,746円で、執行率は96.9%でございます。図書館利用者は開館以来80万人を超え、漸増の傾向あります。個人貸出冊数につきましては、人口2から3万人で、図書館の140町村中第7位の実績を得ております。図書館行事であります。幼児におはなし会、小中学生にはおはなし訪問、1日図書館員、工作教室、おはなしフェスティバル等開催いたしまし

た。特におはなしフェスティバルには270名の参加がございました。そのほか、高校生には歌舞伎映画の上映、お母さん方を対象にした絵本講座、一般成人、あるいは高齢者の方には懐かしの映画、上映会などの開催をし、好評を得ているところでございます。

また、保存期間の過ぎた雑誌のリサイクルフェア、時期、時流にあわせた図書館資料の補てん等を行ったところでございます。蔵書は現在9万384冊で、その内訳は、一般書が6万6,299冊、児童書が2万4,015冊となっております。蔵書内容といたしました、特に斑鳩町を中心とした地域資料の収集に留意して収集しているところでございます。

次に、165ページの情報通信技術会推進事業でございますが、決算額が339万8,935円で、執行率が99.7%でございます。IT基礎技能の習得を図りますための講習会に必要とされるパソコン20台、プリンター2台などの機器の購入をしたところでございます。

166ページの保健体育費でございますが、決算額は6,837万135円で、執行率は97.5%でございます。スポーツは、明るく、豊かで、活力に満ちた肢体の形成や個々の心身の健全な発達に必要不可欠なものでございます。人々は生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有していることから、町民のニーズに応えるべき施設の充実や各種プログラムの提供など、スポーツの振興に努めてまいりました。

まず、保健体育総務費でございますが、決算額が2,550万7,591円で、執行率は98%でございます。地域住民のスポーツ活動へのニーズが高度化、多様化する中、スポーツ振興のための企画、立案、また指導助言をする社会教育主事を昨年同様配置したところでございます。

また、本町におきます体育、スポーツの振興を図る上で、体育協会、また競技団体が果たしていただく役割が大きなものがございました。町民の生涯スポーツとしてのニーズに応えるための各種スポーツ大会の開催及び普及に努めていただいております。体育協会、また競技団体の自主性を尊重し、その活動が活性化するよう支援を行うとともに、育成に努めているところでございます。

次に、学校体育施設開放事業につきましては、社会体育の普及のため、また、施設の有効活用をされてますために、昨年に引き続き実施し、利用回数も1,526回で、学校の施設を活用し、体育振興に努めているところでございます。

次に、平成13年2月11日に開催いたしました第24回斑鳩三塔健康走ろう会には496人の参加を得ました。

また、同時日に実施いたしました第30回いかるがの里・法隆寺マラソンにつきましては、全国各地から1,259人の参加を得たところでございます。今後も引き続いてスポーツイベントとして、その振興に努めて参りたいと考えています。

次に町民体育大会費であります。予算額は、136万円に対し、執行額は127万1,827円で執行率は93.5%であります。多くの町民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて住民が交流を深め、住民相互の連携を密にするとともに、地域の一体感や活力が醸造されることを目的に、4月23日に開催したところでございます。地区別対抗綱引き大会は10月9日に、男子7チーム、女子8チームの参加を得まして実施いたしました。なお、本段階の達成感を図りますために、子どもの部をオープン種目として設け、多くの子どもたちの参加を得たところでございます。

次に、健民運動場費でございますが、決算額420万7,954円で、執行率は86.6%でございます。健民運動場は、町民の野外スポーツの中心的拠点として常に良好な状況で使用できるよう運営に努めてまいりました。

次に、町民プール運営費でございますが、決算額700万1,999円で、執行率は98.9%でございます。リニューアルして2年目を迎えました町民プールを7月10日にオープンし、8月31日までの53日間で7,048人の町民にご利用いただいたところでございます。また、プールの管理運営につきましては、平成9年3月の事故を教訓として、監視員に対しまして安全確保の徹底を行いますとともに、小さい子どものより安全を図りますために、小学3年生以下は保護者同伴を徹底し、事故防止に努めたところでございます。

次に、生涯スポーツ推進事業でございますが、決算額44万6,800円で、執行率は84.6%でございます。本年度も7種目のスポーツ教室を開催いたしました。248名の方が基本技術の取得と体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進に努めたところでございます。

次に、170ページでございます。すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございますが、決算額2,993万3,964円で、執行率は98.8%でございます。すこやか斑鳩・スポーツセンターは、本町の屋内屋外のスポーツの拠点として、町民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また、町民相互の交流の場として、9万2,842人の方々のご利用をいただいたところでございます。このような状況の中で、スポーツ施設を良好な状況で利用していただくよう、適切な管理運営に努めてまいったところでございます。

以上、大変簡単でございますけれども、教育費の概要説明を終わらせていただきます。
どうぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○万里川委員長 第9款の教育費についての説明が終わりました。

質疑に入る前に、教育委員会の清水課長から訂正を申し入れられておりますので、先にそれをお聞きしたいというふうに思います。

それとあわせて、先ほどの教育長の説明の中で、高齢者学級の一部説明があったんですけども、その施策の実施内容が何ページに載っているのか、それもあわせて教えていただきたいというふうに思います。

ホリデー学園の分の数字もあわせてお願い申し上げます。

清水課長。

○清水教育委員会総務課長

申しわけございません。先に私の方から資料の訂正方お願いしたいと思います。

申しわけございませんが、施策の成果の141ページ、お聞きいただきたいと思います。

141ページの一番下段でございますが、施策の実施内容の一番下段でございます。就学旅行費とありますが、この就という字が修という字、誤りでございますので。

それと同じ誤りが実は149ページにもございまして、149ページの施策の実施内容の最下段でございます。これも同じように就という字が間違っておりますので、訂正方よろしくお願いいたします。申しわけございません。

○万里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 先ほど、教育長がちょっとお述べになりました、156ページの施策の方でホリデイ学園、参加者97名とおっしゃいましたけれども、79名ということでご了承願いたいと思います。

○万里川委員長 それと高齢者学園の件は。

○栗本教育長 ちょっとその表示は十分できておりませんが、この公民館教室、あるいは教養講座の開催ということで158ページでございます。公民館教室、あるいは教養講座の開催という中で埋めさせていただいて、高齢者学級を開催いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。大変失礼申し上げます。

○万里川委員長 高齢者学級ということですから、高齢者となっておりますね、生涯学習の括弧、一番下の、その部分ですね。

里川委員。

○里川委員 よろしいですか。すいません、成果表の169ページにあります町民プールの充実のところの、利用者1人当たり経費というところ、11年度と12年度の数字でえらい違うんですが、これはこれでいいんですか。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 11年度につきましては、平成10年度と11年度で町民プールの改修事業をやらしていただきました。その改修事業の費用が入っておりますので、それをやらせていただきましたので、高額になっているということでございます。

○萬里川委員長 それでは、改めまして、質疑をお受けしたいというふうに思います。

里川委員。

○里川委員 そうしましたら、教育費全体にわたる前に、全体を視野に入れて質問をさせていただくわけなんですけれども、この12年度の状況を見させていただいている中で、私ちょっと疑問に思いましたのが、この12年度予算の時、教育長の説明の中に生涯学習につきましての、この「学びの町 いかるが」ということをおっしゃられて、12年度の予算の時にご説明があったと思うんです。この「学びの町 いかるが」というのは、この生涯学習基本構想計画ということで、斑鳩町が平成6年に出しているものなんですけれども、これが12年で、計画年次が平成12年となっているわけなんです。けれども、この12年度の状況を見ている中では、この12年に計画が切れるけれども、次13年からどうするのやというところが全く見えてないわけなんです。それで13年度の予算の概要のところでは、生涯学習の振興で生涯学習推進基本計画の見直しという言葉が使ってあるんです。それと生涯スポーツ振興計画の策定ということで、2つ、13年度の当初予算の概要のところにはこう示されてはいるものの、こういう形の取り組みで、この非常に大切な生涯学習というのは、住民全体に係わる大切な問題であるのに、こういうことでのいいかな、そして住民に直接係わる計画については、本当に住民の意見を尊重して、住民の意見を聞かなければいけないという状況になっているということなんですけれども、これを、計画が12年で切れて、次どういうふうにするというようなご相談というんですか、それを、例えば生涯学習推進協議会は、斑鳩町の付属機関設置条例に載ってますけれども、この生涯学習推進協議会が設置をされて、そういう協議をなさったのか、または社会教育委員さんなり担当の常任委員会なり、いろいろ事前にそういうご相談なりご説明なり十分させていただいているのかということでは、非常に私、この件については納得しにくいんです。もう一度きちんとこのところの考え方、それでこの13年度でも見直し、生涯学習

推進計画基本計画の見直しというところがあって、一般経費概要ということになってますのでね、このところやっぱりちょっと、私としてはきちっと考え方を聞かせていただきたいと思うんですけれども。

○萬里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、里川委員おっしゃっていただいた生涯学習基本計画につきましては、これはもう職員の中でなおしていこうと、こういうことで取り組んでおります。

そういった関係で、委員会の設置ということは今、考えておらなかったわけでございます。そうした中で、十分にここで今、ご説明するだけの内容が整理できていない、現在まだ計画、検討をいたしておりますので、十分ここでご説明はできないわけでございます。早期にそういったものをまとめていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 これね、平成2年に生涯学習の、いわゆる生涯学習振興法といわれるものができたあと、住民のニーズが高かったことも含めまして、平成3年度に住民にアンケートをお取りになって、それからこの練られた基本構想、計画だったと思うんです。そして生涯学習センターをつくっていきこうということでやったと思うんです。それで12年度をということでここには書かれております。計画年次としましてね。それでずっと見てみたら、生涯学習推進協議会も、結局はホールができれば、協議会自体もう開かれていないのではないかなと思うんですね。そういうものではないと。非常に多額の投資をして、住民のニーズにこたえる形でああいうものをつくってきたなかで、さあつくった、運営を見る中で、そうですよね、12年までは期間があります、その運営を見る中で生涯学習について新しくできたものも含めて今後どうしていくのかというような、それがなかったら、私はおかしいんじゃないかなというふうに思います。これ見てたら、生涯学習センターつくるだけが目的みたいなことで終わってしまっているような印象を受けるんですね。だから、つくったらつくった後のことをやっぱりどう発展させていくのかというその姿勢がやっぱりたいせつなんじゃないかなと。そこのところを私は強く言っておきたいと思うんですけれども。もう一度、今年教育委員会としてどうなされるのか、もう一度きちっとお聞きしたいと思います。

○萬里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、里川委員おっしゃるように、「学べる町 いかるが」の構想を策定する

時に、そういった生涯学習センターを整備するということが中心的な考え方であります。ただ、その後、それぞれの図書館は図書館で運営協議会を設置いたしました。図書館としての健全な運営をしていこうということで、協議会を設置いたしまして、今日までご協議いただき、またご示唆もいただいて運営させていただいております。

また、その他社会教育が今日までやってきたものについては、当然社会教育委員会等々でいろいろご協議いただきながら、社会教育の充実に努めていただいたというふうに考えております。

そうしたことで、今、以前に設置いたしました、今おっしゃっていただいておりますように、生涯学習センターの整備をするために設置いたしました生涯学習推進協議会というものは、再度設置して協議していくという考えはいたしておりません。それぞれの関係いたします委員会、あるいは協議会で十分協議をさせていただいて、具体的な内容を整備する中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 私、以前にも指摘させていただいたと思うんですけども、公民館が有料になったときも、その当時は公民館運営審議会があったわけですね、公運審がね。公運審にさえも諮らずに料金をいただくことを決定してしまったというようなこともあるので、言っていたと思うんです。公運審のメンバーの意見も聞かなかったと。やっぱり生涯学習は大切な分野ですから、今のところは設置しないというようなことで、職員の中でとか、関係機関ということですけども、やっぱりもうちょっときちっとしたものをつくる、それで附属機関の設置条例にも生涯学習推進協議会というのは載ってますから、それはきちっとした位置づけが必要なんじゃないかなというふうには思うんですけども、関係機関ということであれば、見直しするねん、14年にはつくるねんということでは何か出ていたように思うんですけども、本当にそんな姿勢で14年にきちっとしたものを出してこれるのかなという、その心配もありますので、そこはきちっと、もうちょっと姿勢を持っていただくということをお願いしておきます。

これについては、私は答弁はいいです。

○万里川委員長 山本委員。

○山本委員 すいません、何点かお尋ねをしたいと思います。

成果表の135ページですけども、心身障害児童・生徒就学指導委員会の開催ということで、就学指導を実施したという形になっているんですが、具体的に就学指導をされた

結果について教えてください。

それから、136ページの教職員の資質の向上のところ、その後にも出てくると思うんですが、研修を実施したということになっていますが、特に先生方の関係で、メンタル的なことで悩んでおられて、平成12年度に学校に行けてない先生がいらっしゃるのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、全体に係わることですけれども、それぞれの小学校、中学校で、平成12年度であればその年度にどういう学校教育をしたいのかという、その年の年度当初の目的をお持ちだろうと思うんです。たしかに決算の時というのは、具体的にこの成果表に基づいて審議をされるということもそのとおりだと思うんですけれども、それぞれの小学校、中学校でどのような教育を年度当初に目的を定めておられて、その結果として、平成12年度でどのような成果があったのかということについて、それぞれの小学校、中学校の実態に即した形で教えていただきたいと思います。

それから後1つはお願い事なんですが、157ページの生涯学習推進体制の確立のところ、公民館の維持管理というところなんですけれども、安全で快適な施設環境を保つため、維持管理を実施したということでお示しをいただいている金額があるんですけれども、特に東公民館とそれから中央公民館を今、私使わせてもらうことが多いんですが、特に東公民館の和室については、必ずしも快適な施設環境を保たれているとは思えない状況があったりしますので、そのあたりの現況と、備品、ポットややかん等についてどんなふうに現状を認識されておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○萬里川委員長 教育委員会の清水課長。

○清水教育委員会総務課長 まず、1点目の就学指導委員会の結果の各児童・生徒の行く先ということで解釈いたしておりますけれども、就学指導委員会に12年度挙げられたというか、審査対象になりましたのは、新小学校入学児童で8名、新中学校に入学する児童で4名ございます。その合計12名でございますけれども、それぞれすべて当該校区の学校の方に就学しております。ちなみに障害児学級から普通学級に戻ったという生徒も小学校の方で1名おります。審査といいますか、審議されたのは合計13名という形になります。

次に、先生の資質の向上、研修とかいろいろやっている中で、実際にメンタル的な面で実際に学校に来ることができなかった先生はいるのかということでございますけれども、

私どもが今、把握しております中におきましては、そういう先生はございません。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 157ページの東公民館、中央公民館の備品等、消耗品の維持管理ということで、古くなってないかということだと思います。特に私の方は、公民館の館長もおる中で整理もさせていただいてますけれど、古くなったものについては取りかえることをやらさせていただいている。特に現在、東公民館の方で、和室の中で畳等はだいぶ古くなったということで、その辺についても今年の予算ということで考えさせていただいてますので、できる限り、使用される方がたくさんおられますので、その辺は十分管理しながら対応させていただき、取りかえていきたい、こういうふうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

○萬里川委員長 教育長。

○栗本教育長 学校教育の方針ということでございますが、これは5つ重点項目として挙げさせていただいております。これに基づきまして、それぞれの学校が教育課程を、自分で1年間の教育活動をしていくと、子どもたちの指導をするということになってございます。

まずその教育目標の1つでございますが、郷土の伝統と時代の進歩に即応し、調和のある学校教育の推進。

2つ目に、生涯学習体制の整備。

3つ目に、青少年健全育成のための環境浄化。

4つ目に、国際性豊かな人づくりの推進。

5つ目に、文化財保護事務の推進ということを挙げさせていただいております。

そしてこれをもとに、また、学習指導要領に基づいて、教育課程を策定するわけでございます。そうした中で、やはり今申し上げました教育の斑鳩町の教育の目標ということも十分その中に加味した教育課程を立てていただいて、そして1年間の児童・生徒の教育に当たっていただくということでございます。

その成果ということでございますが、今、数字的にというようなこともなかなか言えないわけでございますが、そうした中で子どもたちが生き生きその1年間を過ごしていただいた、学習意欲を持って取り組んでいただいたというふうに理解をいたしております。ただ、いろんな生徒、従来からございました。特に中学校になりますと、やはり不登校とか遅刻とか、あるいはそういったものが非常に多くあるわけでございます。そうした生徒指

導につきましても、その人特有の指導を的確に行っていく、こういうことで取り組みをさせていただいております。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 今、それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、就学指導委員会の関係ですけれども、それぞれ希望されている者との小学校、中学校ということでご回答をいただいているわけですが、何か極力わけがあつて審議の必要があつたということではなかったのでしょうか。

○萬里川委員長 清水課長。

○清水教育委員会総務課長 障害の程度によりましては、当然何らかの、先生の数が当然いるわけでございますけれども、小学校については、8名の方が審議していただいて、8人とも校区の学校に行っているんですけれども、そのうち7名の方が障害児学級の方に行かれますので、中学校につきまして、新しく中学校に入っていた方4名のうち3名の方については特殊学級の方に入っていたということでございます。それぞれ症状の軽度に応じまして教員の配置をしていくという現状でございます。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 最後ですけれども、教育長の方からご答弁があつた一番最後の点なんですけれども、すいません、それぞれの小学校、中学校では、特に年度当初に今おっしゃられた柱に基づいて特色ある教育目的を定めているわけではないのでしょうか。

○萬里川委員長 教育長。

○栗本教育長 斑鳩町教育委員会として、こういった5つの教育目標を掲げております。学校は学校でやはり子どもの目標というか、そういうものもありますし、それぞれの学校で定めております。ただ、教育課程を定める時には、これは学習指導要領に示されておりますので、その具体化、具現化に向けてその学校それぞれがどういう指導方針を持って進めるかということで、それぞれの学校の判断で取り組みの仕方というか、学習の内容は同じなんですけれども、やっぱり指導の仕方とか、あるいは体験の仕方とかというものについて、やはりそれが若干違ってくるものがあります。それと学校の目標、しつけをするとか、規律を守るとか、あるいはそうしたものがございまして、そういったものをそれぞれ学校では定めて、校則としてやっていく。そして教育の中では、やはり学習指導要領を主として、中心に事業展開をしていく。その中に教育委員会の方針なり、基本法の教育方針等も加味しながら、教育活動をしていくということでございます。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 教育長の説明についてはよく理解をしております。ありがとうございます。

もうちょっと単純なことをちょっと尋ねていって、例えば、校長先生が、今年1年はあいさつができるということを目指にしようとかということについてはないんですか。そういうことについて、教育長は、それぞれの小学校、中学校でそういうことについては具体的に認識をされてますかということについて尋ねたかったんで、もちろん数字で表せるものではありませんし、その成果についてどうやということも数字で表せるものではないということについても十分理解しているんですけども、それについて具体的な営みがそれぞれの小学校、中学校で、私は現場のサイドで今、教育長がおっしゃられた柱に基づいてされているというふうに認識をしているので、その辺の具体的なことについては認識をされておりますかということについて教えていただけますか。

○萬里川委員長 教育長。

○栗本教育長 大変失礼いたしました。それはそれは各学校、皆持っております。今、どこの学校がどういう内容を持っているか、ちょっと今、資料を持っておりません。申しわけないんですけども。もし必要であれば、後ほどまた報告させていただきます。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、そういうことも、私は斑鳩町の教育の相対的な意味で決算するについては認識をいただくべきことの中身としてはあるのではないかなというふうに思いますので、その辺の配慮もよろしく願いますということで、希望をさせていただきます。

以上です。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

森河委員。

○森河委員 ひとつお願いをしておきたいということなんでしょうけども、今、学校の先生などとよくお話をする機会がある。斑鳩は非常に充実していただいて、本当にありがたいのやという言葉をいただいております。ところが、この今も言うように、斑鳩はようけとっでいただいているなということは、我々も受けておるけれども、この近隣7町の教育費の取り方、小学校費、中学校費、それから社会教育費というものを、7町の取っている中を一度調べていただいて、できたら平群町は教育費は幾らだったか、その中で小学校費が幾ら、中学校費が幾ら、社会教育費が幾らというものが、私はよくこれだけ取っていただい

て、よく学校教育に力を入れていただいているなどということは感謝申し上げるけれども、最近先生方でもそういうことが斑鳩は案配してもらっているというその対象になるものがわからんから、できたらお願いしておきたいのは、それだけのできるものであれば、7町の小学校の教育費のそういうものをいただけるものなら、またひとつお願いをしておきます。

○萬里川委員長 この資料というのは、近隣はすぐわかるんですか。今、ちょっと私の方から確認をしているんですけども。人口のかかわりとかいろいろ回ってくると思うんですけども、もし出せるようでしたら。

小城町長。

○小城町長 森河議員、恐らく斑鳩町は教育には私は金額の協力を惜しまないという教育の方針ですから、恐らくそういうことを聞かれると。その平群や三郷や安堵、あるいはそういう各町がどうであるかということが指摘されていますが、それは担当の者が調べて、町としては、斑鳩町がこういうふうにやっているという分析はやっぱりして、森河議員が言うた方向でしていきたいと思います。

○萬里川委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 学校教育の関係のところ、先ほど課長が訂正された部分があったと思うんです。就学援助に關しましてですね、先ほどちょっと字が間違っているということでお示しになっていたところなんです、この就学援助というのは、私はきちっとした根拠があって、児童・生徒に支給をいただいているものであると思ってるんですが、このところでは、国が2分の1、市町村が実施した場合、国が2分の1補助するということにはなっているものの、実際にはここはそうならないのではないかなというようなことがあって、一体、町が結局はこれをやったらどの程度の持ち出しになってるのかなというのが、まず気になるところなので、知ってるようでしたら教えていただきたいと思うんです。

それと、非常に根拠分を明らかにしていただいて、この就学奨励のための援助についてというものを教育委員会から保護者の皆さんに配っていただいているわけなんですけれども、これ見させていただく中で、少し記載の中で誤解を生じる部分があるのではないかなというところが、受給の対象となる人の児童扶養手当の支給を受けておられる方というところに、何か米印で但し書きをされているんですけども、ちょっと私、ここもひよっとしたら誤解を受けると違うかなと思うので、保護精査をできたらしていただきたい。そ

れと、私、奈良市とかいろんなどころのお知らせ分を全部切り抜き、取ってるわけなんですけれども、非常にこれ市町村によって書き方、もう全然違うんですね。ですから、町としているんな工夫をしてお知らせすることができる内容のものであるというふうに認識しておりますので、そこのところ、お配りする文書についても、課の方でもきちっと精査をした住民にわかりやすいものとなるような形で、ぜひお願いできないかなというふうに思うんですが。

○万里川委員長 清水課長。

○清水教育委員会総務課長 まず、1点目の就学援助事業についての国の補助率についての質問であったと思います。まずそれにお答えしたいと思います。決算書、申しわけございませんけれども、決算書の70ページ、71ページを開けていただきたいと思います。それと施策の概要の143ページをあわせてごらんいただきたいと思うんですけれども。

まずは、施策の概要の143ページには、生活困窮世帯への支援という形で要保護・準要保護児童就学援助ということで、金額といたしまして547万5,945円という形が上がっています。これは斑鳩町の方で執行した金額でございます。それに対しまして、今度は決算書の方、70ページを見ていただきたいと思うんですけれども、そのうちの教育費国庫補助金のうち、小学校費補助金の欄の一番右側を見ていただきますと、備考欄で要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金という形で175万3,000円と上がっております。これは小学校の要保護・準要保護に対します国の補助金でございます。先に申し上げました547万5,945円と175万3,000円を比較いたしますと、約3分の1という形になります。32%ぐらいになります。それが小学校でございます。

次に、中学校でございますけれども、その決算書のページはそのままなんですけれども、施策の概要のページが149ページになります。この施策の概要書の149ページの施策の実施内容の下段にございます生活困窮世帯への支援という形で、これも中学校でございますけれども、要保護・準要保護生徒就学援助という形で、金額が517万5,446円と挙がっておりますが、これが町が支出させていただいた金額でございます。それに対しまして、決算書の70ページの中学校費補助金の一番右側の備考欄で、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金という形で188万1,000円が上がってます。これがこれに対します国庫の補助金でございます。これにつきましては、比率といたしまして、これも30%、約3分の1となっております。援助費の一応補助率といたしましては、2分の1という形になっておるわけでございますけれども、国からの都道府県への割り当て、都道府県か

ら各市町村への割り当ての中で、こういった2分の1以内という形ではありますけれども、実際には3分の1という形には現実的になっているというふうに聞いております。

それと2つ目でございますけれども、保護者に宛てている文書の中でちょっと誤解を生じやすい文面があるということでございます。これにつきましては、今後、いろいろ精査させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 今、私ちょっとびっくりしたのは、中学校とやっぱり小学校で補助率とか支給の関係で数字が違うねんということもありまして、実際にかかった金額も、援助の補助金との関係ではちょっと何か違いがあるんやなというふうに思ったんですけれども。率が少し違うなと思ったんですけれども、それは支給項目とか何かで違ってくるのかなというふうに思うんですけれども。ただ、これ、私実はこの制度について人から聞かれまして、斑鳩町の例規集に要項があるかなと思って探してみると要項がなかったものですから、担当の方へ行かせていただいたわけなんですけれども、こういう国の補助金をもらって、斑鳩町が自治事務として行う事務についての要項などについては、どういうふうに整理をされているのかなと。要項は、これはあった方がいいんじゃないかなと思ってるんですけれども、我々も住民から聞かれた時に、やっぱりその例規集を見ますので、ここのところ、要項についてのことをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○万里川委員長 清水課長。

○清水教育委員会総務課長 現在、実施いたしております要保護・準要保護児童就学援助事業についての要項が例規集に入っているということで、ご指摘でございますけれども、この基準につきましては、一部はちょうどうちの方にもございます。ただし、あくまでも国の補助事業でございまして、あくまでも国の補助事業の対象経費等を町もリンクして実施しているということでございまして、そのほかいろいろ、言い方がちょっと難しいんですけれども、国の事業、やり方ではスムーズに行かない部分というのか、案件においてなかなか曖昧な部分が出てくるところもございますので、それにつきましては、一部町村数字化したのもございます。今、ご指摘の要項をつくってはどうかというご指摘でございますけれども、今後、要項をつくって実際に例規集に載る、載らんという話はあるんですけれども、このことについて委員の皆様にお示しするとの方法にするのか、そのことも含めまして今後検討していきたいと思っておりますので、その点だけちょっとご了承いただきたい

と思います。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 今、ご答弁いただいて、ぜひ先ほどの文書の内容も含めまして検討していただいて、我々としてはやっぱりこれをもとに調査したりしますので、ぜひお願いしたいと思います。

○萬里川委員長 その前に、補助率の云々ということが、小学校と中学校では違うということをおっしゃっていたと思うんです。

清水課長。

○清水教育委員会総務課長 里川委員さんが違うとおっしゃっているのは、例えば、小学校ではパーセントで言いますと32%、中学校で申し上げますと36%、その3%のことをおっしゃっているというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、約3分の1と。予算の配分の中でのことをございますので、当然いろいろ毎年若干の違いは出てくると。小学校だから行っていいとかいうことではございませので、その点だけご了承いただきたいと思います。

○萬里川委員長 まだまだいっぱいありますか。ということは、皆さんの答弁もしっかり聞きたい、また質問もあって中途半端に終わらすというのは、委員長としてもやはり申しわけないという思いがありますので、13時まで休憩いたします。

(午後 0時 05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○萬里川委員長 それでは再開いたします。

午前中に引き続きまして、第9款の教育費についての質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 この教育費、説明していただきました時に、こっちの決算付属参考資料の方にも載っているんですが、各種団体等の補助金等の明細書というところに、同和教育推進協議会補助金と同和教育研究会補助金というのがあるんですけども、監査委員さんもちよっと触れておられたと思うんですけども、補助金、町の出す補助金で翌年度に繰り越し行っているとかいう話もあったかと思うんですけども、私もちよっとこれを見させていただいた時に、一応どういう内容のものをされているのかということで、双方の総会資料をいただいているんですね。その時に、ちよっとこれ私組織のことがよくわからないんで教

えていただきたいんです。同和教育推進協議会、これ3つの部会に分かれているわけなんです。学校同和教育部会という部会がここに示されているんですね。それと全く同じ構成が斑鳩町同和教育研究会という形で、これ構成が同じ学校、法隆寺幼稚園も入った形でこちらの部会もどちらもやっていると。そしたら、私なんか単純に考えますから、その中で、それで研究大会やっていただいたの見てたら、いろんな絵、子どもさんなんかの作品とか、あんな中での発表していただいてまして、それやったら、推進協議会の中の部会の活動をして、そして部会で発表された方が私たちも聞きたいと。そんなふうに感じてたんですね。これ、何でこういうふうに二本立てになってるのかなと。

それと、この補助金を出している関係上、この総会資料を見せていただいたわけなんですけど、だぶっているところというのも、これ全部上部団体への総会とか研修とかいうのがすごく多い。一方で推進協議会の方もあるんですけど、どっちも見てみたら、結局同じものに参加されているんですね。こっちの研究会の方も。それでよけいに私、何かわからへんなと思って。同じものに参加しているのに、別組織にしてあるしということで、ちょっと理解がしにくいです。さらに見てみたら、この同推協の方の会計の中身見させていただくと、私、この社会教育委員させていただいていて、人権教育研修会の案内というのを同推協推進本部長、町長のお名前で、教育委員会教育長、教育長、栗本教育長ね、現教育長のお名前であっていただいているんですね、この人権教育研修会のご案内ということで。それで案内をいただいて見てましたんですが、町が補助金を出しているこの同和教育推進協議会の会計の中で、これ、いかるがホールであることがあるんですけども、このいかるがホールの会場費は町が出しているこの推進協議会がこのいかるがホールの使用料を出しているんでしょうか。それで表紙の名前がこっちになってるんですけどね、私もうますますわからんようになってきて、その位置づけというのか、これは一体どういうことなのか、整理をどういうふうにかえたらええのかということのを思いながら、何か私、先と同和教育対策費のところでも申し上げましたけれども、大項目をしっかりと総合計画に斑鳩町はつくってるわけですね。人権平和ということで。それで人権教育、国連10年を受けて、やっぱり斑鳩町もそういう取り組みをやっていきたいと思いますという、国際的な流れの中で、もう全世界共通のものとしてやっていこうということに、人権教育という流れになってきている中で、どうもこれ、町が主体できちっとした状況でこういうものをしてないのかなと。私は町が主体でやるべきものであるというふうに認識しているんですけども、それが何かこういうふうな、補助金を出して、それで出した分で人権教育研修会の会場使

用料、地区懇会場使用料とかいうのがこの推進協議会の方で上がってきているわけなんです。そこら辺、私ちょっと何か理解がうまくできませんので、どんなお金の出し入れというんですか、それとだぶっているの、補助金交付要綱がございますね、事業が類似する団体があって、統合が必要と認められるものとか、そういったもの、ちゃんと要項があって、町は交付の対象とするとかしないとか決めるときに、いろいろ項目を挙げておられると思うんですけれども、ちょっとどういうふうに理解していいのか、説明をしていただけたらと思います。

○萬里川委員長 教育長。

○栗本教育長 数字的なものはまた課長の方から説明をさせていただきます。

まず、同推協、同和教育推進協議会と同和教育研究会とのことでございます。同和教育研究会というのは、委員もおっしゃっていただいておりますように、学校、幼稚園、保育所の先生方が、同和教育について研修を行う研究を行う、こういう団体でございます。そして同和教育推進協議会につきまして、これは社会教育関係団体が主として同和教育を推進するための組織ということになってございます。そうした中で、同推協の方について、町の同和教育研究会も参加していただいておりますのは、学校も含めて斑鳩町全体の同和教育を進めていくと、こういうことを推進していくという立場でそこに入っております。町の同和教育研究会というのは、あくでも学校教育の中で同和教育をどう進めていくのかという、指導面とか、そういった面についての研究をしていくという団体でございます。また、同推協については、そうした社会情勢をつくっていくとか、いろんなやはりそれぞれの団体で学習していただいて、認識を高めていただくというような団体でございますので、若干重複して活動していただいている部分があります。そうした中で、それぞれ独自の方針を持って活動をされています。

それから、人権教育研究会で町長と私の名前で案内しているということでございますが、この人権教育研究会につきましては、斑鳩町の同和教育問題啓発活動推進本部と町の教育委員会とが共催でさせていただきます。そういう関係で両方で出させていただきます。

また、ホールを使っているということで、これは12月の人権週間にあわせて、そこで講演会を開催させていただきました。その時の主催として、今申し上げました啓発本部と教育委員会とで実施したということで、同推協と実施したということで、一応費用の案分という形で支出させていただきます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 今、教育長のご答弁の中で、若干重複してっておっしゃっているんですけども、私がこれを見ている分ではほぼ重複しているような印象を受けるような事業内容になっているということと、それとそれぞれの目標を持ってということなんですが、補助金も出しておられますので、こういうきちっとした総括、そして事業、会の方針、こういったものを十分担当の方では目を通していただいているというふうに私は認識してよろしいんですね。

それと今、会場の説明をされましたけれども、その地区懇の方の会場費とか、町長、教育長のお名前で召集されている研修会の会場の費用が、町が補助金として出した、そこから出してというような形になっている。そしてこの事業ですね、私1つ確認したいんですけども、私ちょっと奈良県が出している市町村助成一覧表というのを持っているんですが、ここに出てきている同和教育推進市町村補助事業というところに6,000万円、県が助成して47市町村に振り分けているということで出ているんですけども、この事業については、県から補助があって、町がまたさらに補助を出して、そして補助を出した団体が町長、教育長の名前で来ている案内の会場費なんかを出している、地区で入った地区懇談会、生涯学習課が私はやってもらってるのかと思ってたんですけども、その会場費を同推協が出しているということの、そのお金の流れの中では、別にこれ問題ないと考えさせていただいて、それでよろしいんでしょうか。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 人権問題地区別学習会ということで、毎年毎年各自治会、4年を1周期に回らせていただいております。平成12年につきましては、法隆寺地区についてでございましたけれども、そこで学習会に伴います集会在公民館をお借りします。その公民館の借り上げということで、母体が市町村、斑鳩町同和问题、同推協でございますので、そこから支払いさせていただいているということですので、私の方は問題ないということですので来ております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 それと、県の方の市町村へ出している補助金というのは、私の理解であっているのかどうかということも、県から助成されている費用をそういうふうに充ててはるといので、ここには補助率2分の1やったら、例えば80万円出すのやったら、県で40万円みてもらって、町で40万円出しているというふうに考えていいんでしょうか、これ

は。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 歳入歳出決算書の79ページの人権教育総合推進事業費補助金というところで、県からは25万円いただいております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、これについては25万円いただいていると。県は2分の1助成とは書いてるんですけども、そしたらそういう構成になっているのかなというふうに理解しておきますけれども。それで、これ非常に私、町の施策として人権問題をきちっととらえてやっていただきたいと思ってるんです。だから総合計画にもきちんと書かれてますし、町の施策としてきちっとやっていっていただきたいなという思いもある中で、こういう複雑なお金の流れ方をすると、何か変に感じてしまうんですよね。何かわけがわからへん、ややこしいな、一たん補助金出して、その補助金からそういう会場料を支払っているとか、そういう何か不可解な状況になるわけなんです。それと監査委員さんもお指摘なさっていたとは思いますが、以前にどなたかの議員さんもおっしゃってましたけど、斑鳩町には補助金だけで運営されているような状態の団体がどれだけあるのかというように、前に話もあったとは思いますが、それについては別といたしましても、町が執行した補助金につきまして、前年度やったら20万円繰越金を持っていて、その辺も繰越金をおいてするということなんかの状況とか、そういう整理の方も、やっぱり町として、補助金を出しているところの活動の目的なんかをきちっと把握していただくこととか、そういう補助金出している以上は、その会計なんかについても認識を持っていただく。そして町がやる施策であるなら、きちっと町の施策としてやってもらったらいいと思うんです。その辺の整理について、私はぜひともやっていっていただきたいなという思いなんです。

それともう1点。これ、確認だけさせていただきたいんですけども、今年の斑鳩町同和教育研究大会の総会が全体研修ということで資料があるんですけども、何か私ちょっとわからないんですけども、ちょっと聞きましたら、この町同協というふうに言うていると思うんですけども、奈同協、郡同協という上部団体があるらしいんですけども、今年からその県の分、郡の分について名称が変わったというふうなことをお聞きしていたんですけども、斑鳩町はそうではないので、そこのところはそれが事実なのかどうかということだけ確認させていただけますか。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 委員さんご存じのとおり、それにつきましては、平成13年度で切れる中で、今、委員さん申されましたように、県の同推協、郡、町とがございます。県の方で、今更名称変更につきましては、同和を人権教育ということで今、ご審議をされておりますので、その上部団体が決定をされましたら、当然下部団体も我々審議する中で変えていく必要があるということで、今現在協議されている段階ですので、最終決定はしておりませんので、臨時総会等開かれた中で検討されることを聞かせていただいております。

○萬里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 奈同協の関係でございますが、奈良県同和教育研究会は、13年度の総会で名称改正されます。生駒郡の同和教育研究会は、先日、名称改正の臨時総会をされました。斑鳩町としては、そうした年度途中で名称改正するよりも、年度切りで改正したらどうかということで、14年度の総会でそうした案件を出しながら整理をしていくというふうに伺っております。

先ほどの、ちょっと申しわけございません、人権教育総合推進事業補助金の使い方でございますが、これは人権教育研究会、これは年6回実施いたしております。その費用、あるいは差別をなくす月間の講師代、それから人権週間に行います講演会の講師代等の費用に充てさせていただいております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 今ちょっと同和教育研究会のことですね、教育長からご答弁いただきましたのでよくわかりました。ただ、住民から見た場合、やはり公金、大切なお金ですので、そのお金の流れだけはきちっとしておいていただかないと、見る人によっては、何か本当に理解、私もちょっとどう理解したらいいのかなと思ってあれしましたので、これはちょっと何とか整理の方をしていただきたいなという要望を出しておきます。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 1つだけ聞かせてください。成果表の135ページの子ども模擬議会の開催に係わってなんですが、これの内容とといいますか、子ども模擬議会を開催されるについての町側の認識というのがこの3行に書かれているのが行政目的やというふうに理解をしていますし、教育長の先ほどの総括の説明のところでもそういう形で説明されたんですが、これ、質問というよりは、私の1つの意見があって、それに対して考え方を聞かせていただきたいという意味なんですけれども。私は子ども模擬議会が開催されることについて、

議会側は開かれた議会という意味で議場を開放するということが、子ども模擬議会に対する議会側の係わりやというふうに認識しています。それで、子ども模擬議会を開催されるについて、ずっと何回かやってこられたというふうに思うんですけども、たしかに議会や行政に関心を持ち、意識を高める体験学習の場と、地域にはそれはそのとおりやと思うんですけども、ここに、子どもの権利条約に基づいて、いつまでも模擬議会というふうな認識ではなくて、子どもたちが、児童・生徒がきちっと児童・生徒の意見やという形で認識されるという議会やというふうに捉えられる方がいいのではないかなというふうに思うんですね。そうでないと、いつまでたってもこれは模擬議会で、そこで子どもたちが質問し、そして答えていただいていることについて、それは言いつばなしに近い形、決してそのことの検証が、子どもさんたちが疑問を持って質問をされたことについて、その後どうなっていくのかというちゃんとした検証がされてきていないことがあるように思うんですね。だからそういう意味で言えば、いつまでもこれを体験やというふうにするのではなくて、子どもの権利条約に基づく、子どもたち児童の発言を確保するという意味で位置づけをされ直した方がいいのではないかと。これは私の意見なんですけれども、そんなふうに思っていますので、もしそのことについてご意見等があれば聞かせてください。特段ないということであれば、結構です。私は子ども模擬議会の開催については、特段意見を持っているわけではありませんので、そのことについてご意見があれば聞かせていただきたいなと思います。

○万里川委員長 清水課長。

○清水教育委員会総務課長 ただいま山本委員がおっしゃったご指摘でございますけれども、もちろんここに、135ページに書かれてあることが最大の、学校教育に掲げましての課題と申しますか、目的でございます。ただ、それを今後、行政にはっきりものを言う、子どもたちの意見を反映という形で位置づけていけばどうかということに関しまして、これは総務課長の当初の意見を言わせていただくわけでございますけれども、今現在、名前こそはたしかに模擬議会という形にはなっておりますけれども、実態といたしまして、子どもの方から出たいろんな意見とか疑問に答える形で町理事者の方でいろいろ真剣にお考えいただき、それぞれについて真剣に答弁をいただくという中で、子どもたちの意見が今後の行政の何らかの反映につながっているんじゃないかというふうに、私自身は認識しております。

以上でございます。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第9款の教育費についての審査を終わります。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、併せて説明を求めたいと思います。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、順次説明していきたいと思います。

171ページをお開き願いたいと思います。

まず、第10款 災害復旧費でございますが、公共施設につきます災害等がありませんでしたので、全額未執行となっております。

次に、176ページでございます。

第11款の公債費でございますが、予算現額19億6,884万2,000円に対しまして、決算額は19億4,567万610円で、執行率は98.8%となっております。将来の財政負担の軽減を図るため、昨年度に引き続きまして縁故債の繰上償還を実施いたしております。平成12年度末の償還残高は1億8,836万2,000円で、前年度と比較いたしまして11億3,940万7,000円の減額となっております。

次に、178ページをお願いいたします。

第12款の予備費でございます。平成12年度においては、平成12年7月4日に発生いたしました局地豪雨に係ります緊急対策経費といたしまして747万6,000円を充用させていただいております。

以上で、簡単でございますが、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○萬里川委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 公債費の関係で質問をいたします。

付属資料として提出をいただいております一般会計決算の状況と書いた11ページに公債費の推移について記載をされています。ここでは、平成8年から12年度までの関係について数字で表していただいております。決算審査意見書の8ページでは、いわゆる12年度以降の関係について、町債の起債及び償還予定並びに年度末残高の見込みという関係、

この2つを照らし合わせて見て初めて今日の状況と今後の見通しということを知ることになるんだと思うんです。そうしませんと、これはそういった関係についてはわからんという形になってますが、特に一般会計決算状況の関係につきましては、ここでは前年度20.4%と比較して、1.9ポイント上昇していると。起債の関係というのは、だんだん数値としては増えてきているということを説明をしてください。監査、審査の意見書の関係から見えてまいりますと、それが今後どうなっているのかという関係について、ここに表4ということで記載をされてます。そこで表の関係を見てまいりますと、平成16年度においては、平成7年度借り入れ及び平成8年度の借り入れの減税補てん債の一括償還の予定をされている。各指数の算出上の取り扱いが未定だと。さらに2つ目の関係での町債借入予定額が、町営住宅、総合福祉会館などの現時点での見込まれている内容のものだということで、平成16年度における減税補てん債の一括償還の取り扱いが未定であり、16年度以降の動向については定かでない。しかし、平成14年をピークに減っていくでしょう、こういうふうな推計で書かれているんですが、この決算審査意見書で書かれているこの内容、今後の展望ですね、このことについて行政側として、このことと全く一致しているのかどうか。見解がですね。見解、認識が一致しているかどうかということ、まずひとつはお尋ねをしたいと思います。

2つ目には、平成16年度における減税補てん債の一括償還の取り扱いを見ているわけですが、16年度における減税補てん債の一括償還をしなければならんかちょっと見ているんですけれども、どこに書いているかちょっと見あたりませんので、一体この16年度における減税補てん債の一括償還が予定されているが、償還するとしたら一体幾ら償還せんならんのかということについてお聞きしたいということが2つ目。

3つ目の関係では、この決算審査意見書の関係では、町営住宅、あるいは総合福祉会館などの関係はこの現時点で見込んでいる、2つ数値を出して考えております、こういうふうに言っているんですけれども、すくなくともその町営住宅や福祉会館の関係というのは、私の方の感覚では、来年度、14年度、15年度など複数年度にわたって建設が現在のところ予定されているのではないかと、こういうふうには思っているわけなんです。ですから、そういうことから言いますと、一体この数値を出すに当たって、町営住宅、総合福祉会館の建築のこの関係についてはどの程度をそれぞれ見込んでいるのか。ちょっと数字をはじき出して、という関係について、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○万里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず、一括償還の関係でございます。監査意見書の8ページでございます。8ページの表の下で小さい字で申しわけないんですけども、11のところでございます。平成7年度借入れした分、2億8,670万円がございます。この分と及び平成8年度借入れが3億3,520万円がございます。これは一括償還が予定されております。こういう数字でございます。この取り扱いが未定と言いますのは、一括に返すか、またこの時点で全国的にありますので、いろんな団体もございますので、また償還の繰り延ばし措置がされるのか、それは未定と言うことで、この未定という取り扱いにさせていただいております。

それと、総合福祉会館につきましてでございますけれども、16億円を予定いたしております。それと町営住宅につきましては、8億円を見込んでおります。総事業費として総合福祉会館に16億円、町営住宅で8億円を見込んでおります。

将来の展望でございます。結論として、平成9年度から徐々に減っていくということでございますけれども、今の状況であれば減ってまいります。

以上です。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 皆さんはそれが順序かわからんけど、質問したら質問した順序で言うてくれたらいいんやけど、何でそういう答弁の仕方になるのかなと。行政の手法かなと思う。そこで、それはそれとして、決算意見書の関係で、8ページの注で書いているのがそうですね、だからこの額は未定のままということですけども、この数字、12年、13年、14年、15年、17年まで一応推定で金額を挙げてあるわけですね。この中にこれは含まれているのか含まれていないのか。含んだらどういうこと、いわゆる公債比率が大きく変わるのかというふうに思うんですけども、この辺はどうなんでしょうか。

○萬里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 この16年、17年で一括償還でございますので、12年度以降15年度までは含まれておりません。ですから、16年度と18年度で一括償還を行うということになっております。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 これは本当は意見書の関係ですから、この内容で聞く限りの人は答弁者が違うんだと思うんですけども、今、課長が答弁をされるのであれば、初めにお答えをせないかんわけですね。監査委員が審査意見書で述べている内容と行政側との判断が一致する

のか、見解を異にする限りは、見解をどうするのか、あるいは認識はどのようなのかということで、そういうことになるんでしょう、恐らく。だからその辺ですね、言うと、これは行政側の関係を、いわゆるここで監査意見書の関係では推定予算というにとどまる内容のものになったわけですよ。本来なら意見書の、どちらでもいいんですが、報告書ではわからないんですけど、この関係のところにもそういったことがずっと続けて見通していくということであれば、それはまあ課長、どうぞとってみせたらいいと思う。ところが、本来は答弁が違うんじゃないですか、これ。行政と監査の意見と一致しているんですか。同じ見解ですかと、こう言ってるんですから、同じ見解なら同じ見解でいいですよ。違うなら違うと。こういう意見であるということでもいいですよ。それを答えてほしい。

監査意見書に書かれているこの分析内容は、ここで報告されているわけですね。この内容というのは、行政側もこういう認識があつてますと。この数字は。同じことですか、意味がどうかということを知っているわけ。

○万里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 ここにある数字につきましては、行政側の数字と一致します。

○万里川委員長 松田委員。

○松田委員 そう言ってない。認識を知っているわけだから。だから、数字は一致しているということは、そういう数字を言っていると、こういうふうに移すだろうと見てるといふことでも、私はそこらのところで見ているという関係は、どう含めたらどうなるのか、含めなければ、これ全く別のものにしていくということは、数字が変わってくるはずですよ。そこら辺などについては言えないから、監査委員はこれを言ってないと思います。ところが皆さんは、いつできるかという関係は、数値は計算をしながら、判断してると思います。そこら辺が一体どうなるのかと。そうしないと、これ12年度まではいいにしても、13年度、14年度の関係、15年度の関係、16年度、17年度、このところで16年度の関係に変わってくるわけですね。恐らく扱い方によっては。だからわからんと言っているんですけども、わかっている分だけ書いて、わかっているということについては除外していくんだと思うんです僕は。この数字は。それでええんかということ、ちょっとお聞きしてるんですよ。それで、なぜそういうことを知っているかということは、これは後にしましょう。

○万里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 この表の中にあります元利償還金の中には、減税補てん債一括償還

が入っております。入っておる数字でこの数字と、推計となってきます。経常経費、公債比率は入った比率でこの数字になってまいります。

○萬里川委員長 中野収入役。

○中野収入役 今、この監査意見書の中で取り上げていただいております町債の今後の見込額につきましては、計算監査の段階で、監査委員からこうした資料の提示を求められまして、町の方から状況を説明する中で、こうした状況にございますということで説明をさせていただいた資料をそのまま意見書の中で書いていただいたということで、町の認識を説明したことを監査委員として理解をしていただいたと。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 多分そうなるんだろうとは思いますが、これはね。だからそうしますと、この文章は不十分だと思うんです。監査の方の書き方もそうです。定かではないけれども、どうなのか。じゃ、定かではないけれども、これを一括返済して償還するとした場合には、次のような数字になるということではなかったら、入ってるのか入ってないのかわからないです。そしてそのまだ十分な、我々この計画の段階というふうに聞かされています、例えば総合福祉会館の建設は今聞きましてわかりました。16億円見込んでいます。これはまた予測の、予定の段階だと思います。町営住宅の関係も、総合計画とか出されましたから、この説明もあつたんだと思いますけれども、入ってます。これもたぶんまだ14年度、15年度に建設できればしたいというような希望が述べられているように私は思うんです。これはそのまま受けとめますが、これ以上にはここで質問することが適当でないのかもしれないけれども、あえて言わせていただいて、もしご答弁をいただけるならいただきたいと思うんですけれども、この議会の一般質問の際にもいろいろ言われていますが、総合福祉会館の関係です。これについては、ご答弁にも整備検討委員会の答申があつて、そして1つの像が形成されていこうとする中でそれを尊重する立場で今、予定している場所を、その設定にかかったというふうに言われているわけですが、この関係について、土地所有者を云々の関係は別の問題なんです、位置的にやっぱりそうでなければならぬのだからと。私どもとしては、広域的に見ればこの地域にあって、いろいろあるかわかりませんが、これももう少し地域的に考えてみたらどうなんだと。用地の関係も非常にご苦労なさってるようではありますが、一部同意をいただけてないところあると思うんです。というような関係などがある中で、なおかつ検討委員会の答申を尊重

するということで、あくまでもそうしたいという立場で言われているということについて、努力は私、結構だと思うんですけども、そのことのみ固執していくと、一体どうなるんだろうかなど。できれば、やっぱり一般質問の段階ですから、まだ厚生委員会の関係は図面を示して云々ということで、どういう議論になっているか定かで、私は承知をいたしておませんけれども、いずれこの関係については、議会の議決案件の手続きも必要になってくる問題であるだけに、せっかくご苦勞なさるんでしたら、今まであるように一般質問あるいは答申の尊重ということも結構でありますけれども、建設位置の問題については、もう一遍、町の方針は町の方針として検討は加え、さらにしてみるというようなことがならんものかどうやら。そうしないと、せっかくいろいろ決めていかれましても、最終的に契約承認という段階で議会の同意が得ることができなかつたとかできたとかいうことになると、やはりつまらんとしますし、これは用地の選定に当たってはやっぱり十分吟味し、そしてそれについての同意を完全に取りつける。ということで具体化をしていくことの方が、行政側としては、多少時間が遅れたとしてもいいんじゃないかというふうな感じがしてますので、この問題については慎重にご配慮をいただきたいものだ。そういう意味でやっぱり土地問題、建設位置の問題ですね、などを含めていろいろ検討してみようと、あるいは相談してみようというふうなお気持ちになれないかどうかということなんです。ここでこのことを言って、どうしても今期の我々に、普通の関係にこの工事にかかってくる状態はできるだろうと思うんです。そういう意味でも、その時点で混乱しないように、ぜひともやっぱり慎重なご配慮を願いたいものだという気持ちがありますので、あえてここで質問させていただいてますけれども、もしお答えいただけるのならお答えをいただきたいと思います。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 この関係につきましては、いろいろと議会の皆さん方等いろいろご心配をいただいております関係等、いずれにいたしましても、やっぱり町としてはこの検討委員会の中で、一番ベターである公共ゾーンという中で、できるだけ財政事情が許す範囲でできるだけその施設等ということで、保健センターを踏まえた今のもとの庁舎、社会福祉協議会が今入っておりますあの周辺を何とかということにいけば、ほとんど土地代等が安くいけるということで選んできたわけでございますけれども、何度とその方にお会いする中では、もう最終的には、私としてはノイローゼになるくらいだから、もう来ていただきたくないということで最終的に判断をしていただいたわけでございます。そういう関係からその周

辺ということで、今現時点の場所になったと。

今、松田議員がご指摘の点等については、やはり私は検討委員会をしていただいた方々ともう一度やっぱり仮にこういう場所等がみなさん方不向きであるとするならば、やっぱり検討委員会に差し戻して、仮に半年かかるか、1年かかるか、私は遅れても、やっぱりみんなの福祉会館ですから、私はできるだけ多くの方がご利用いただけるような環境のものをつくっていくことが大事であろうと思います。なにも慌ててそういう場所ということになって、具体的にこの場所はどうかと言われて住民から非難を受けるよりも、やっぱり謙虚に、もう一遍検討委員会で、今、委員長も一般質問の中で、私も委員の一人だということをご指摘されてますけれども、やっぱりそういうことも踏まえた中で、みんなが検討委員会をもう一度差し戻していただくということで、委員長等にそうなるかならないかは別として、私はやっぱりそういう人選等についても、もう一度、本当にこの福祉会館がどの場所に建つのか、福祉会館だけでいいのか、あるいは保険センターも入れていくのかということも踏まえる中で考えなかつたらいかんと。この関係については、18日に厚生常任委員会がありますから、そういうことも十二分に私の方からお答えさせていただいて、できるだけ時間をいただいて、やっぱり今何も別にここまで来れば、何も早くあわてて14年、15年でやらなくても、15年、16年になっても、私はやっぱり将来、町民の方々がこの場所をご利用いただくところが一番最適な場所を検討いただくことが大事ではないでしょうか。そういうことも踏まえて、ひとつ18日の厚生常任委員会ではそういうことも申し上げて、もう一度そういうことが可能であれば、そのようにさせていただきたいと思えます。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 今、町長からのお答えをいただきましたが、私ももし、検討委員会が、答申された以降、今の委員会が存続してくるということなら、行政側はやろうとしたけれども、どうしてもということではいろいろな議論があるから、もう一度考えてくれということで差し戻した関係は可能だと思います。ところが、検討委員会は存続していないのと違うかというふうなことを聞きましたもので、それ以上言いませんでしたけれども、ぜひともこの期に及んで、今日まで真剣に議論をして、そして対応してきているものでありますし、私が思うに大きな問題でありますから、ただいま町長が述べられましたような姿勢、態度で対応していただくことを強くお願いをして、私の質問は終わります。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

森河委員。

○森河委員 177ページの、これは償還金、借入金ね、町債の、これの財務省、総務省、公営企業金融公庫、全国自治協会、南都銀行、奈良県とこうなっておるけれども、これの金利ですね、これわかるかな。できたら、今も言うように、財務省が何%、わかったら教えてほしい。

○萬里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 財務省何%というよりも、当初の借入年度によって、毎年金利が変わってまいります。そうしたことから、当初の古い分でしたらやはり7.5%と8%というのがやっぱり残っております。そうした中で、平均で申し上げましたら、大体財務省の方が民間の金融機関より高くなっております。と言いますのは、学校なんか書いてる分については、昭和50年代に借りている分がありますので、その当時、相当金利が高うございますので、8%取りますので。

平均で答えさせていただいてよろしいですか。安い分でしたら1.4%ありますので。南都銀行の一番高い分でも4.65%です。一番低い分が1.42%。平均しますと、約2.7%ぐらいになってます。大蔵関係、いわゆる財務省関係でございますけれども、すいません、7.5%が一番最高になっております。一番安い分で1.6%が一番安い金利でございます。そうした中で平均につきましたら、やはり4.6%になってます。というのは、古い分も相当あるということで4.6%になってます。

以上です。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 まずね、ここなんです。我々だったら、金を借って、変動制で安い借って高いところの金利を返すわけやな。まして国の金利の方が高いという状況になつとるやろ。ここに私、非常に問題があるねんね。いつもこれ償還するのに、これを私、何かこれうちの町としては、もうこれは7.5%をつけて利息を払っている。我々やったらそんなもの借りがえをよくしますわな。これは、行政側は国の金を使って、高い金利を払ってとなつてきて、ま、それはええわ。それを私、何かこれいい方法を講じられないかなと思うんだけど、その点ちょっと教えて。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう森河委員さんご存じのように、当時のやっぱりプライムレートそのものがあって、やっぱりそのことを守っていく中で、我々はやっぱり繰り上げ償還をし

たい。やっぱり高い金利を借りかえしたい。しかし、国としてはそんなことされたら、私のところの町だけと違いますから、全国ですから、そんなことは認められません。ただ、縁故債については、南都銀行について我々としては県もこれもやっぱり決まっています。返還は南都銀行もしてくれますから、斑鳩町の場合は、できるだけやっぱり高い金利のやつを先に償還をさせてくれるということで、かなり南都銀行に無理を言いながら、毎年その3億か4億くらいの縁故債の関係については、南都銀行には努力をさせていただいております。それは必ず行政間ですから内緒ですよ、内緒ですよ、内緒でどうなったか知りませんが、一応、県は県で決めとかんと、そんなことしたら、斑鳩はこれだけの値で、俺のところはこんなやと、必ず出るんですわ。だから今でも、仮に金借りる場合、できるだけ入札と言うか、銀行レートを聞いて、そして一番安い、全信連というところが一番安かったということで0.何ぼかとか、安く借りて高いものは借りかえるという努力はさせていただきますから、趣旨はもう以前から皆さん方、高い金利は早く返せばいいやないかと言われますが、国は倒れてしまいますから、そういうことについては一定のルールというのか、やっぱり守っていかざるを得ない。そうは言っても高い金利は早く返して、安い金利を借りていく、これはもう当然の行為で、そういう努力は惜しまない。できるだけ今の関係でも市中銀行とか南都銀行、いろいろ調査をしながら、中で金利が安いところ奈良県農協についても0.35%ぐらいというレートになっています。そういう努力はさせてもらっています。

○万里川委員長 それでは、これをもって第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての審査を終わります。

これをもって歳出に対する質疑を終結いたします。

続いて一般会計、歳入全般についての説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、歳入の全般につきましての決算状況につきましてご説明させていただきます。

施策の成果表の33、34ページで説明させていただきます。33ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度の歳入決算額は、第2表のとおり90億3,446万1,000円で、前年度の決算額と比較いたしまして11億2,543万円、11.1%の減となりました。その主な内訳でございますが、町税で30億4,030万4,000円で、歳入構成比33.7%。地方

交付税が29億7,008万4,000円で、歳入構成比32.9%。国庫支出金が5億4,139万2,000円で、歳入構成比が6%。繰越金が5億3,758万5,000円で、歳入構成比6%。町債が4億2,590万円で、歳入構成比4.7%。県支出金が2億9,040万3,000円で、構成比3.2%となっております。これを前年度決算額と比較いたしますと、町税では第3表のとおり、町民税1億2,582万5,000円、7.4%。固定資産税4,532万円、3.8%。たばこ税1,170万7,000円、4.7%。都市計画税494万3,000円、3.5%とそれぞれ減少したことにより、町税収入全体で対前年度比1億8,634万5,000円、5.8%の減となりました。

なお、平成12年度において行った町税の不能欠損処分は87件で5,328万7,028円となっております、これはきのう申し上げたとおりでございます。

また、都市計画事業の費用に充てます目的税である都市計画税1億3,609万7,115円の使途状況につきましては、決算の付属参考資料1ページに記載しているとおりでございます、公共下水道事業、流域下水道事業、大和川第1緑地整備事業及び都市計画事業町債償還額に全額を充当いたしております。

地方交付税は、普通交付税の事業補正の増等によりまして、対前年度比1億1,237万円、3.9%の増となりました。その内訳は、普通交付税が26億383万3,000円。特別交付税が3億6,625万1,000円となっております。

国庫支出金については、緊急地方道、地方道路整備事業交付金、道路改築費補助金、史跡等購入費補助金が増加いたしましたものの、老人福祉施設措置費負担金、介護円滑導入臨時特例交付金、廃棄物処理施設整備補助金が減少したこと等によりまして、対前年度比1億2,267万円、18.5%の減となっております。

県支出金につきましては、地域活性化事業総合補助金、史跡等購入費補助金、国勢調査市町村交付金は増加いたしましたものの、老人福祉施設措置費負担金、選挙事務委託金、流域貯留浸透事業費補助金が縮小したこと等によりまして、対前年度比2,942万9,000円、9.2%の減となっております。

次、繰入金については、円滑導入基金繰入金は増加いたしましたものの、財政調整基金繰入金が減少したことにより、前年度比2億196万9,000円、56.1%の大幅な減となっております。

財産収入につきましては、土地売払収入が減少したことにより、対前年度比5億8,617万4,000円、92.5%の大幅な減となりました。

また、町債につきましては、道路橋りょう新設改良事業債は増加いたしましたものの、土地改良事業債、地方特定道路整備事業債、地域福祉推進特別対策事業債、衛生処理場整備事業債、流域下水道整備事業債がそれぞれ減少したことによりまして、対前年度比1億9,310万円、31.2%の減となっております。

次に、これら歳入をその使途に制約がなく自由に使える一般財源と使途が制約されている特定財源に分類いたしますと、一般財源は、町税、地方交付税等をあわせまして74億1,410万3,000円で、対前年度比1億9,062万8,000円、2.5%となっております。まして、歳入全体に占める割合は82.1%となっております。

一方、特定財源につきましては、国庫支出金、県支出金、町債等をあわせまして16億2,035万8,000円で、対前年度比9億3,480万2,000円、36.6%の減となり、歳入全体の占める割合は17.9%となっております。

また、歳入を町が自主的に調達できる町税、使用料、手数料等の自主財源とその調達を国・県に依存する地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等の依存財源に分類いたしますと、第2表のとおりでございます。自主財源は41億2,539万8,000円で、歳入全体に占める割合は45.7%となっております。

一方、依存財源につきましては49億895万7,000円で、歳入全体に占める割合は54.3%となっております。

以上、簡単でございますが、歳入全般についての概要説明とさせていただきます。よろしくご審査お願い申し上げます。

○萬里川委員長 一般会計の歳入全般についての説明がありました。これについての質疑をお受けいたします。

ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 この説明を申し上げます前に、まことに申しわけございませんが、実はこの成果報告書の188ページをお開きいただきたいと思います。その第2目の退職被保険者等療養給付費のところの表のところ、平成12年度の給付額が2億8,587万5,000円となっておりますのを3億8,587万5,000円にご訂正をよろしくお願

いを申し上げたいと思います。申しわけございません。

それでは、国民健康保険事業特別会計のご説明を申し上げます。

初めに議案書を朗読いたします。

認定第5号

平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、本特別会計に係ります概要でございます。

本特別会計の運営は、恒常的な構造的に不安定な財政基盤にある中ではありますが、被保険者の理解と協力を得る中、また一方では、保険者自身の自助努力といたしまして、経常経費の節減を初め、医療費の支出の抑制策、貴重な財源であります国保税の確保などに努め、健全財政を維持、向上に努めてまいったところでございます。この結果、歳入決算額では16億9,861万8,350円、歳出決算額は16億7,397万3,946円となり、差し引き2,464万4,404円で、平成13年度へ繰り越すことで決算を終えることができたところでございます。

決算額の前年度対比では、歳入では1億2,844万5,929円。率で申しますと8.2%。歳出では7,866万4,185円。率で4.9%、いずれも増となったところでございます。なお、制度上翌年度で精算されます剰余給付負担金は、平成13年度で1,504万3,276円を返還することとなるわけでございますが、剰余給付費交付金では3,179万5,390円が追加交付されることになっているところでございます。ただし、楽観視できない決算状況であると認識し、受けとめているところでもございます。今後も高齢化や医療技術の多様化によります医療費の増加傾向、また一方では経費の低迷が長引いている状況でもありますことから、一挙に税収の伸びに結びつきがたく、なお厳しい状況が続くものと考えております。こういった観点から、収納率の向上を目指した施策の取り組みの継続や保健センターにおける各種の保険事業活動等との連携を通じまして、収支両面わたり健全運営維持推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げたいと思います。

182ページから187ページの第1款 総務費でございます。予算現額4,281万6,

000円に対しまして、決算額は3,794万8,630円で、88.6%の執行率でございます。

182ページ、183ページの第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、予算現額2,803万に対しまして、決算額は2,540万1,457円で、執行率は90.6%となっております。国保業務に携わっております職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものでございます。

次に、184、185ページの第2項 町税費、第1目 賦課徴収費でございます。職員の人件費及び徴収嘱託員の賃金並びに課税事務処理に係ります委託料等が支出の主なものでございます。

なお、不用額につきましては、徴収嘱託員を当初2名を雇用するため予算計上しておったところでございますが、3月末で退職ということが生じまして、急遽、欠員補充を行ったのでございますが、その方も2週間あまりで退職をされまして、その後の補充ができなかったということで、不用となったものでございます。

平成12年度の国民健康保険税は、現年度課税分の徴税額6億6,051万9,700円に対しまして、収入額は6億1,696万1,010円となり、一般分では、予算額6億900万円に対しまして3,039万1,977円の減となりました。

また、平成12年度から導入をされました介護保険の現年度分の納税額4,158万7,100円に対しまして、収入額は3,835万2,987円で、3,700万円の予算額に対しまして135万2,987円の減という結果になったものでございます。

また、需要分の現年度課税分の収納率が93.4%、前年度対比0.2%の増となっておりますものの、滞納分では2.9%の減となったものでございます。収納率の向上を図る取り組みといたしまして、収納率向上特別対策事業で口座振替の推進、啓発用パンフレットによります啓発を行いますとともに、徴収嘱託員によります訪問徴収、またメンバー職員と健康推進課の職員が連携をいたしまして、徴収に赴きますとともに、滞納者に対しましては、6カ月、3カ月の短期保険証を滞納額に応じて交付をするなど、面談する機会を増やし、納付指導を行い、納付を促しますとともに生活困窮者の方に対しまして分割での納付などの指導も行ってきたところでございます。

また、口座振替の推進によりまして、前年度と比較して件数では127件も増加となったところではございますが、率では0.6%の減となっております。なお一層の口座振替の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、地方税法の規定に基づきまして、今後、収納の見込みのない32件、401万4,629円につきましては、不能欠損の設置を行いました。しかしながら、平成13年度への滞納繰越額は1億8,071万2,472円と増加していることから、滞納整理に努力を重ね、収納の方向に進んでまいりたいと考えております。

次に、186ページの第3項 運営協議会費でございます。予算現額30万3,000円に対しまして、決算額は12万6,600円で、41.7%の執行率でございます。国保事業の健全かつ安定的な運営を目指し、協議会を2回開催をいたしたところでございます。

次に、187ページの第4項 趣旨普及費でございます。予算現額74万8,000円に対しまして、決算額は74万6,400円で、99.7%の執行率でございます。国保制度の周知用冊子の配布を行い、国保事業に対して周知、啓発に努めたところでございます。

次に、188ページから193ページの第2款 保険給付費でございます。決算額は10億9,266万2,989円で、94.4%の執行率でございます。当科目は、国保特別会計の歳出予算の案を占める5科目でございます。保険給付費の支出の動向いかんによりましては、決算時におけます収支差引額の増、減という結果が大きく左右される可能性もございます。

それでは、第1項の療養諸費では、現年度より2,958万8,818円、率で申しますと3.1%の増となっております。

次に、第2項の高額療養費は359万2,663円、率では4.1%の増。

第4項の出産育児諸費では60万円、率で6.8%の増。

第5項の葬祭費では56万円、率で17.7%の減となっているものでございます。しかし、第2款 保険給付費全体では、前年度と比較いたしまして3,322万2,481円、率で3.1%の増となっているところでございます。冒頭にも申し上げましたように、今後も保健センターと連携を図り、給付の抑制に怠りない努力を続けていくことが肝要ではないかと、このように考えているところでございます。

次に、194ページの第3款 老人保健拠出金でございます。予算現額4億2,404万5,000円に対しまして、決算額は4億2,404万3,700円で、執行率は99.9%でございます。老人保健制度上のシステムによりまして、町も一保険者のとしての立場から、老人保険制度に対し拠出金として負担を行ったところでございます。前年度と比較をいたしまして4,998万2,021円、率で10.5%の減となっております。

なお、拠出金につきましては、奈良県社会保険診療報酬支払基金でございます。

次、195ページの第4款 介護給付金でございます。予算現額7,917万円に対しまして、決算額は7,890万9,035円で、99.7%の執行率となっております。国保加入の第2号被保険者に係ります介護給付費納付金として、奈良県社会保険診療報酬支払基金へ納付を行ったものでございます。

次に、196ページの第5款 共同事業拠出金でございます。予算現額1,335万2,000円に対しまして、決算額は1,335万882円で、99.9%の執行率となっております。前年度より17万6,098円の減で、奈良県国民健康保険団体連合会へ拠出を行いました。高額医療の共同事業について県内の各保険者が加入をいたしまして、高額医療費の支出対応に処する制度でございます。

また、同事業によりまして、交付金として、受け入れとして1,559万8,000円を行っているところでございます。

次に、197ページの第6款 保健施設費でございます。予算現額142万2,000円に対しまして、決算額は141万5,770円で、執行率は99.5%でございます。国民健康保険の被保険者の方に支給された医療費の額を拠出することによりまして、医療費の抑制につながることを目的として全国的に取り組んでおられる事業で、これに要しました経費の支出となっております。

次に、198ページの第7款 公債費でございます。今年度につきましては、未執行ということで、決算を終えているところでございます。

次に、199ページの第8款 諸支出金でございます。予算現額165万2,000円に対しまして、決算額は50万5,600円で、執行率は30.6%でございます。一般被保険者及び退職被保険者に係ります過年度分の国民健康保険税の還付金として支出をいたしたところでございます。

次に、200ページの第9款 予備費につきましても、未執行で終えたところでございます。

次に、201ページの第10款 前年度繰上充用金でございます。予算現額2,690万円に対しまして、決算額は2,513万7,340円でございます。平成11年度におきまして、2,513万7,340円の歳入不足が生じたため、平成12年度会計より繰上充用の予算措置を行ったものでございます。

続きまして、歳入の決算状況でございます。恐れ入りますが、180ページにお戻りをさせていただきたいと思っております。

第1款の国民健康保険税の状況につきましては、歳出の方でご説明を申し上げておりますので、割愛をさせていただきます。

次に、第2款 国庫支出金でございますが、5億2,306万9,232円の経営を行いました。前年度と比較いたしまして3,394万4,297円、率で6.9%の増となったところでございます。

次に、第3款の療養給付費交付金でございます。3億8,363万6,756円の受け入れを行い、退職保険者の保険給付費に充当をいたしました。

次に、第4款 県支出金であります。国保の事業執行に係る県からの補助金として685万円の受入れをいたしました。これは、福祉医療事業制度によります波及分を補填する補助金であります。

次に、第5款 共同事業交付金でございますが、1,559万8,000円の受入れとなっております。歳出のところでご説明を申し上げました高額医療共同事業に係る交付金であります。

次に、第6款の財産収入では、国民健康保険財政調整基金の運用によります利子で、2,564円の受け入れを行ったところでございます。

次に、第7款 繰入金でございます。本年度は財政調整基金の取り崩しを行わなかったことによりまして、前年度より3,322万7,553円減の1億1,406万2,683円の受入れとなりました。この内訳でございますが、国保特別会計における保険基盤安定、職員給与費、出産一時金、財政安定化支援事業などの係ります所要費について、前年度と比較をいたしまして427万2,447円増の1億2,404万2,683円を一般会計からの繰り入れ行ったものでございます。

次に、第9款 諸収入でございます。一般及び退職被保険者に係ります保険給付費の内第三者行為損害賠償保険等として144万842円の経理を行っております。

次に、第10款 連合会出資金でございます。介護保険の導入に伴いまして、国保連合会より介護円滑導入交付金として650万2,000円の受け入れを行ったところでございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険事業特別会計に係ります平成12年度の概要説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○万里川委員長 国民健康保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対

する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 施策表の195ページにも書いてありますように、国民健康保険の方から介護保険の方へ納付金というものをしているわけなんですけれども、国保自体も収納率がちょっと下がってきている中で、介護保険料についても状況はどうなっているのかなど。徴収については一緒にやっていた関係で、そこら当たりつかんでくれてはるやろうと思うんですけれども。

それと、以前から私は指摘してきた傾向があるんですけれども、異常に加入されている構成の、加入してはる人の構成の割に、いわば、当初この制度がスタートしてから国が負担してくれる割合と言うんですか、そういったものがだんだん下がってきている傾向にあると思うんですね。国保負担の割合が下がってきていると思うんですけれども、これ、どの程度前の、10年ぐらいやったらわかるのかな、ちょっと前と比較したらどんな状況なのかなというの、担当の方でつかんでおられたらその辺も聞いておきたいと思うんですけれども。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 保険分の納付状況でございます。これにつきましては、医療費一般が92.2%、介護一般につきましては90.1%、医療費の退職分につきましては99.1%、介護の退職分について98.9%と若干低いというふうな数字になっております。

○萬里川委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 国保負担率の割合方の入の分につきまして下がってきているのではないかというご指摘でございます。各項の費用等は今ちょっと手元にはございませんが、国保の方では40%の補助という数字が上がっているわけでございますが、いろいろ財政の状況によりまして、その総医療費に対しまして一定の割合を乗じた額に対しましての40%というのは算定になっているようでございます。12年度におきましては、約36%程度の負担になっているんじゃないかなというような数字になってございます。11年につきましても、同じような割合、36%程度の負担割合になっているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 介護分と国保の方とで同時徴収をしていただいているわけなんですけれども、ここで若干差が出るということの要因を、私もちょっとわからないので教えてといていた

だきたいと思うんです。

それと、短期被保険者証、出しているんですが、この交付者数というのは、交付世帯数というふうに考えてよろしいんですか、これだけ確認させてください。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 まず、短期保険証の交付件数でございますが、これは世帯数ということでございます。

それから、先ほどの介護保険分の若干低いという点でございますが、これについては、介護対象世帯につきましては、若干、所得の範囲が低い範囲のところには入っているというふうに考えております。これにつきましては、詳しくは分析ができないわけでございますが、その対象世帯の預かりが一番低いような形になっているところでございます。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

森河委員。

○森河委員 国保税の徴収の問題で、年々これ、滞納者が増えてくる、一般財源から出しておる。ここで、昔は健康保険には村のあるところに、何か村に取り引きを出していた。絶対こういうことがなかった。ところが、今は誰が払ってないか、プライバシーの問題だということになっていきますね。そういうことで考えて、今まではこの金額で莫大なものやと。今一般から言われているのは、これよく話をすると、不公平だと。本当はまた国保税が絶対上がるということですね、状況がなっておると。こうなってくると、まだまだこれは滞納者が出てくるような傾向が出るので、この点で、今後行政が悪いといって、どう考えてもいつも一般会計から出てくる。このことをどう考えておられるかということですね。

それから不能欠損処分の状況ですね、185ページ。この件数は31件で、これが400万円あまりと。この欠損、どういうふうにこれはなってるのかね。これ、何の欠損でやっとするのか、それちょっと説明だけしといてほしいな。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 まず、不能欠損の状況でございます。この不能欠損につきましては、執行停止後3年、それから財産もなく、払う見込みがない者という者について、不能欠損処分をいたしているところでございます。この方々については、居所不明とか相続によって相続人がないとか、それから財産調査をいたしましても財産がないと。それから払う見込みがないという方につきましては、3年間の執行期間を見まして、その後、状況が変わらない場合は不能欠損という処分をいたしております。このことにつきましても、森河委員

さんおっしゃいますように、税の公平性という面を考えましても、十分に注意しながら、調査しながら執行しているということでございます。

それから、一般財源に繰り入れているというような話の中でございますが、これにつきましても1億8,000万円と繰り越しているわけでございますが、これにつきましては、徴収を担当している者としては重大な問題というふうに考えております。今後、いろんな企画を起こしまして、収納率向上に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 例えば、私がこれ、滞納しますわな、例えばですよ。滞納すると。そしたら、どないかして、いろいろな方法をとって、よう払わんと。ところが、よっしゃと。そしたらその今も言うように、不能欠損で終えていただくということがあったとしますわね。それで斑鳩町に、これ私、住居してるね。次に私、病気になるわけやな。その時に、今後また保険金納付するさかいに、短期的な保険料出してね、そういう傾向あるやろ。そういう傾向、もしもお願いしたら、やっぱり難儀してるんやから、そういうこともあると。そういうことがありながら、いろいろな掛け金のものを取った時にいろいろ調査したら、今も言うように、ここで人権侵害だとかいろいろな問題が出てきて、非常に苦しむということにはよくわかってますねんで。やっぱりそこね、これから行政の強さというものを要と思うよ。税の公平化ということは、もう皆わかっているのやから。そういうことで、今後やっぱり、これまたお願いせんらんかわからへんけれども、その時にはまたひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 まず、不能欠損の個人についてでございますが、現在、課税されてる方、継続して当然課税されている方でございますが、この方々については、一定の配慮の中で3カ月の短期証、6カ月の短期証をお渡ししまして、この際に面談いたしまして、必ずといっていいほど納付誓約をさしていただいております。これについても、これをするによりまして、時効の成立、中断することができるわけでございます。不能欠損、今回いたしましたものについては、今、斑鳩町に住居がないという方々の中で、居所不明、連絡がつかないという方で、それからいつもあるわけでございますが、国外に出国されて、徴収できないという方々が入っているというのがございます。

○萬里川委員長 ほかにないですね。

ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第6号 平成12年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、老人保健特別会計の、まず初めに議案書を朗読をさせていただきます。

認定第6号

平成12年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、12年度の当該特別会計の決算概要につきまして説明を申し上げます。

202ページ、203ページをごらんいただきたいと思います。

本特別会計は、住民の老後におけます健康の保持と適切な医療の確保を図るため、関係機関と連携をいたしまして、予防や疾病の早期発見等を実施し、住民の意識向上に努めたところでございます。

平成12年度の収支状況でございますが、歳入決算額21億594万5,890円。歳出決算額が21億3,446万4,648円で、差し引き2,851万8,758円の歳入不足で決算を終えたところでございます。

このことから、繰上充用によります、一応本年の5月30日付でさせていただきました平成13年度の本特別会計におきまして、歳入歳出それぞれ2,926万円を増額いたします補正予算につきまして、6月定例議会におきましてご承認を得たところでございます。

なお、当該歳入につきましては、医療費、事務費といたしまして、支払金から、また、医療費としまして国からその全額を平成13年度で受け入れをすることとなっており、これを充当することといたしております。

また、県からの医療費超過交付分73万3,000円につきましては、平成13年度におきまして返還するものといたしております。

では、歳入の方からご説明を申し上げます。歳入合計では21億3,446万4,648円で、前年度の歳入総額は21億8,453万293円と比較をいたしますと、7,858万4,403円、率で申しますと3.6%の減となっているところでございます。

一方、歳出でございますけれども、204ページでございます。歳出合計額は21億3,446万4,648円で、99.6%の執行率でございます。これを前年度の歳出額22億770万8,768円と比較をいたしますと、7,324万4,120円、率で申しますと3.3%の減となったところでございます。平成12年度は、介護保険制度が導入されたことに伴いまして、これまで著しい伸びを示しておりました老人医療費が、初めて前年度を下回る事となったわけでございます。また、平成13年4月から導入をされました定率1割負担につきましては、大きな医療費の減少は見受けられず、その後も低いながらも増加を示す傾向にあります。このような医療費の増加の背景といたしましては、老人保健対象者の増加ほか、高血圧性疾患や糖尿病、脳卒中などの生活習慣病に伴います患者の増、循環器疾患や悪性新生物等の疾病に伴います高額医療費の増等々に起因しているのではないかと、このように考えているところでございます。今後の老人保健特別会計の運営につきましては、冒頭にも申し上げましたように、老人保健法の趣旨を踏まえる中で、重複や頻回受診者に対しまして、訪問治療などを充実をいたしますとともに、保健センター活動の連携をより密にいたしまして、医療費の抑制に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

非常に簡単ではございますが、当該老人保健特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審査の上、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○万里川委員長 老人保健特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 この老人保健の方もそうなのですが、国庫負担の割合がだんだん下がってきているということでは、非常に市町村としてもしんどい状況にあるということは指摘をしておきたいと思うんですね。それと、今、部長の方で説明をしていただいたんですけども、今年13年1月からの医療費の変更ですので、影響が出るとしても、まだこの決算上では3カ月分しかないと思うんですね。それと介護保険納入のあとの状況で、どの程度やっぱり介護保険の方へ行ったのか。そして本当は患者は別の意味で、今まで増加してきて

いる傾向ですね、その傾向が本来あったのか、介護保険にこれが回ったから減ったように見えているけれども、実際は増えているのかどうか。やっぱりそういうところの分析というんですか、これから本当に医療費問題、大変になってくると思いますので、担当も大変だろうと思うんですが、そういったことも分析の方をしながら、この事業を進めていっていただきたいと思っているんですが、考え方がありましたら。

○萬里川委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 老人保健特別会計の国庫負担の割合の件でございますが、国保の場合は、先ほど申し上げましたように、若干財政的な面で定められた率よりも一定計数かけたものに対する助成ということになってございますが、老健につきましては、国の負担割合につきましては、定められた率で交付されているということでご理解いただきたいというふうに思います。

医療費の減につきましてでございますが、総医療費につきましては、先ほど部長からの説明がありましたように、12年度で初めて総医療費が減ったという原因でございますけれども、まず1つには、介護保険制度ができたということの減。また、12年度におきましては、インフルエンザが例年の30分の1というような状況でございましたので、医療費が大幅に減ったということでございます。委員ご指摘しておられますように、介護保険の増額によりまして医療費は若干減っておりますが、その介護施設の方に入院されておられた方の分についての医療費というものは、若干上がってきているということで、トータル的には12年度は初めて医療費が下がったということのようでございます。

そういうことで、医療費の抑制ということで保健事業の充実ということで、保健センターとの連携を深めながら、総医療費の抑制に努めていきたいということで、12年度、13年度と進んでまいりましたので、今後もそういうことで医療費の抑制に力を入れながら、保険税のアップに頼るまでもなく医療費を下げていきたいというつもりで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 担当としては、医療費を抑制することで頑張っていきたいということ、そういう考え方を示していただいたわけなんですけど、ただ、医療費の抑制が受診を抑制するような形の状況には進まないように努力をしていただきたいと思います。医療費の負担割合が高くなってきているということもありますので。

○萬里川委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 受診体制ということではなくて、いろいろ保健事業展開している中で、医療機関とホームドクターと患者とのつながりもごございます。そういうことで、保健センター独自で活動するということじゃなくて、やはり医者の方の指示なり意見を聞きながらの保健指導ということになってまいりますので、無駄な医療費を使わないということに努めていきたい、そういう意味での医療費の抑制ということでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○万里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

15時まで休憩いたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○万里川委員長 再開いたします。

それでは、認定第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長 それでは、説明に入らせていただく前に、議案書の方を朗読させていただきます。

認定第7号

平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、211ページの方をお開き願います。

まず最初に、決算収入状況でございます。駐車場使用料が年々減少する中、経費の節減、合理化等効率的な運営に努めた結果、歳入総額2,397万1,000円。歳出総額2,26

7万6,000円でありまして、129万5,000円の実質収支となっております。

続きまして、212ページをお願いいたします。

歳入決算の状況でございます。第2表の合計欄でございますが、平成12年度決算額2,397万1,000円で、前年度の決算額と比較いたしまして298万3,000円、11.1%の減となっております。この主な原因といたしましては、観光旅行その後のニーズと修学旅行の形態の変化によるもので、公共機関を利用した小グループによる旅行が増加し、観光バスによる修学旅行が減少したことによるものであります。また、民間駐車場の整備が進み、利用の選択の幅が広がったためと考えております。

続きまして213ページをお願いいたします。

歳出決算の状況でございます。第4表の合計欄でございますが、平成12年度決算額は2,267万6,000円で、前年度と比較いたしまして294万3,000円、11.5%の減となっております。これは委託料を中心とする経費節減に努めたものでございます。

次に214ページをお願いします。

歳出状況でございますが、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、決算額1,171万1,733円で、執行率92.9%でございます。斑鳩町観光協会への駐車場の管理運営委託料が主な経費となっております。

次に、215ページをお願いいたします。

第2項 観光開発費、第1目 繰出金であります。決算額1,096万4,000円で、執行率100%でございます。

以上で、観光自動車駐車場特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○万里川委員長 観光自動車駐車場特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思っております。

松田委員。

○松田委員 この特別会計の収支の関係についてはではないんですが、観光自動車駐車場の関係についてですけれども、西山道の駐車場の関係は廃止になった。そういうことから見て、しかも今もありましたように減少してきている。3,000万円未満のような形、特にそれに付属するiセンター等の関係についてはいらぬ。というようなこともあって、特別会計として設ける必要があるのかどうか。必要性ね、これ検討してみたらどうかと。むしろこれは一般会計とかに繰り込んで、所管の関係のところ処理していくと。この関係

というのは、今も言っているように観光行政の関係でiセンターなんかに委託しますが、そういうところへお願いして、もうこの特別会計を持つということの是非について検討してもいい段階でないのかなという気がしてきますので、この点についてはきょうここで、直接決算と関わり合いはないんですけども、そんなふう思うので、そういうことについてあわせて検討していけばどうかという気がしていますので、意見として申し上げておきたいんですけども、一遍検討してみようということになるのか、いややっぱりいるでということになるのか、その辺だけちょっと聞かせておいてもらえませんか。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、ご指摘の点でございますが、私どもの方で一遍また検討させていただきます。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって観光自動車駐車場特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成12年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 認定第8号 平成12年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

平成12年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、主要な施策の217ページをお開き願いたいと思います。

予算現額は515万5,000円に対しまして、決算額は18万7,254円で、執行率は3.6%となっています。これは歳出でございますけれども、これにつきましては、現在、龍田財産区所有であります下司田池の利用者を被告といたしまして、平成11年10月1

2日に建物収去土地明渡請求事件といたしまして、奈良地方裁判所へ訴状の提出を行っているところでございますが、公判につきましては、現在まで13回開催されており、営業補償等に関する金額について、現在それぞれ審議中でございます。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計の決算の概要とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○萬里川委員長 大字龍田財産区特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 219ページにあります財産区管理事業のところ、草刈業務を委託により実施したとあるんですけれども、この委託しはった経過と委託先ですね、ちょっと聞いておきたいと思います。

○萬里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 委託先につきましては、下司田池の水利組合でございます。この水利組合につきましては、ずっと当初からこの池を管理しておられますので、その管理者である下司田池の水利組合の方に管理を委託しております。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 明け渡し請求で裁判をしたということなんですけれども、結審の見通しはどのくらいになるのか。あるいはこれ、恐らく審議の過程では結審というより、むしろ示談に持ち込まれていく形になるんだらうという想定を私はしているんですが、その辺どうなんでしょうか。

○萬里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 先ほど説明申し上げておりましたように、公判は13回開いております。そうした中で、今、和解に向けてという話の中で、実際は裁判の中では和解という形で、裁判所の方で調整ということになっておりますけれども、先般、相手方の弁護士さんとお会いになって、またいろいろと町の考え方、向こうの考え方という中で、のすりあわせというようなことも出てまいっております。そういった関係で、先ほども申し上げておりますように、営業補償等に関する金額等々についての和解の内容を追っての方向で進んでおるところでございます。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 この種の関係は、最後には両方が歩み寄るんですけれども、判決を求めるこ

との方が町としてはいい結果が求められるのか、あるいは和解という形の方が望ましい姿として解決していけるのか。流れとしては一体どういうことなんでしょうか。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 流れは、私はやっぱり和解の方が円満に行くと思う。判決を求めますとやっぱりいろんな条件等いろいろな問題等もあって、公判が長くても私はやっぱり和解の方がいいと思う。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 この関係の訴訟の問題は、町としては和解という方向を期待し、和解という形の積極的な体制で臨むと。そういうことで理解していいですか。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第9号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

辻上下水道部長。

○辻上下水道部長 それでは、認定第9号につきまして説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第9号

平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、本事業特別会計のまず概要から説明をさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、平成4年度より工事に着手し、平成13年3月末の整備面積は約68ヘクタールで、事業認可区域面積約243ヘクタールに対し、約28%の整備となります。今後も町財政とも整合を取りながら事業計画を立て、順次整備を進める予定でございます。

一方、県の流域下水道事業竜田川幹線工事につきましては、幹線延長約14キロメートル

ルの65%に当たります9キロメートルの区間の工事に着手され、平成18年度末の全線完成を目標に鋭意努力されているところであります。それと、斑鳩町内におきましては、竜田川幹線管渠第3号工事が順調に進められているところであります。今現在はもう到達をすべて推進工で工事をされた。あと、管路工事だけが残っているということで聞かされております。

また、中継ポンプ場につきましては、平成12年度より着手され、平成14年度に発注を予定されております設備工事とあわせ、平成16年度末の完成を目指して工事が進められており、若干、完成の時期も早まる可能性があるという聞き及んでいるところであります。我々としたしましては、平成16年度中には一部供用開始ができることを目標に、条例等の事務的な準備を進めているところでございます。

それでは、まず、222ページの歳入の方からご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、金額については別紙のとおりでございます。国庫支出金と繰入金、これは一般会計からの繰入金ということでございます。繰越金は前年度の繰り越しと。諸収入については、これは消費税の還付ということでございます。町債につきましては、借入れということでさせていただいております。最終予算額は9億3,300万。決算額は8億9,475万でございます。

続きまして、224ページでございます。

まず、歳出でございます。特別会計の歳出につきましては、公共下水道事業の決算額は、前年度比15.3%減の4億2,454万5,208円となり、工事概要につきましては、興留6丁目及び服部1、2丁目地内におきまして、幹線管渠延長346.10メートルと面整備といたしまして、5工区の管渠延長1,120.2メートルを施工し、2億8,615万6,500円と、委託料では実施設計測量業務委託料といたしまして、3工区及び実施測量委託で3,389万5,050円を支出いたしております。

次に、流域下水道の決算額は、竜田川幹線管渠工事及び浄化センター建設等にもないます流域下水道事業市町村負担金といたしまして、2億8,511万6,500円を執行いたしております。

次に、225ページでございます。公債費につきましては、元金の償還は、予算額8,129万6,000円に対しまして、決算額8,129万5,660円となり、前年度比32.8%の増となっております。

また、利子の償還につきましては、予算額1億247万円に対しまして、決算額1億1

19万768円、前年度比で5%の増となりました。

なお、平成12年度の国の施策であります補正予算額にともなう国庫補助事業といたしまして、事業費で3,000万円を平成13年度へ明許繰越いたしております。

以上で、特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○万里川委員長 公共下水道事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第10号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案書を朗読させていただきます。

認定第10号

平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成13年9月3日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、決算の概要につきまして説明を申し上げます。

本特別会計の介護保険を必要といたします方やその家族が安心して介護サービスを受けることができよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めてきたところでございます。

平成12年度の収支状況でございますが、歳入決算額7億8,262万5,094円。歳出決算額が7億2,247万400円。差し引き6,015万4,694円となりました。その差引額につきましては、介護給付費に係ります歳入額と歳出額の差となっております。また、この差引額につきましては、翌年度へ繰り越しを行うわけでございますが、このうち約2,000万円が平成13年度におきまして償還金として国と支払保険診療報酬支払基金に償還することになっております。

それでは、執行状況の方で、歳出の方からご説明を申し上げます。

229ページでございます。第1款 総務費でございますが、決算額は4,811万466円で、執行率は97%でございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、予算現額3,523万2,000円に対しまして、決算額は3,483万5,057円で、執行率は98.1%でございます。介護保険業務に携わります職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものでございます。

次に、230ページの第2項 徴収費、第1目 賦課徴収費でございます。予算現額138万2,000円に対しまして、決算額は116万1,767円で、84%の執行率でございます。職員の人件費及び賦課徴収事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものとなっております。平成12年度の介護保険以降は、現年度特別徴収保険料の調定額は3,634万1,200円。普通徴収の調定額は899万6,400円の合計4,533万7,600円であります。なお、収納状況についてでございますが、特別徴収につきましては、100%の収納となっております。また、普通徴収につきましては、853万8,900円の収納となり、収納率では94.9%となっております。予算額4,434万8,000円に対しまして、54万3,000円の増となりました。特別徴収と普通徴収をあわせました収納率につきましては、99%の収納率となったところでございます。徴収率の向上に向けての取り組みといたしましては、未納者の方に対しましては、今後とも翌月電話並びに訪問等によりまして徴収を促しますとともに、普通徴収者の方に対しましても、さらなる口座振替の推進、そして制度の啓発等を行いまして、収納率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、普通徴収の方の口座振替でございますが、第1期分におきましては、50.8%となっております。

次に、第3項 介護認定審査会費の第1目 介護認定審査会費でございます。予算現額1,238万7,000円に対しまして、決算額は1,155万9,840円で、執行率は93.3%でございます。職員の人件費、介護保険審査会を設置しております休日診療保険に対しましての負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料及び賦課徴収事務執行に係る経常経費の差が主なものでございます。

次に、232ページの第4項 趣旨普及費、第1項 趣旨普及費についてでございます。予算現額42万円に対しまして、決算額は41万9,002円で、99.7%の執行率であります。介護保険制度全般の周知用冊子の制作に係ります支出でございます。制度に関する

周知、啓発に努めてまいったところでございます。

次に、第5項 介護保険運営協議会費でございます。予算現額15万2,000円に対しまして、決算額は13万4,800円で、88.6%の執行率でございます。介護保険事業の健全かつ安定的な運営を目指しまして、協議会を2回開催をいたしました。

次に、234ページから236ページの第2款の介護給付費でございます。予算現額は8億7,730万6,000円に対しまして、決算額は6億5,951万7,318円で、75.1%の執行率となっております。当科目は、不用介護認定を受けました被保険者等が介護サービスを受けた場合とその費用の保険部分を支給する科目でございます。介護保険事業特別会計（事業勘定）の歳出の予算額過半を占める科目となっております。保険給付費の支出動向いかんによりまして、決算時における差引収支額が大きく左右される科目でもあります。決算額のうち最も保険給付の金額が大きい科目は、施設介護サービス給付費で、保険給付費全体の約7割を占めているところでございます。施設サービスの利用といたしましては、保健給付額が大きいものから、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の老人保健施設、これは介護療養型利用施設の順となっております。

残りの3割のうち大半を占めますのは、居宅サービスにおける保険給付費でございますが、このうち最も保健給付額が大きいサービスの種類といたしましては、通所リハビリテーションで約6,000万円、続いて訪問介護が3,500万円の保険給付額となっております。項別で申し上げますと、第1項 介護サービス等諸費の決算額は6億4,782万8,496円で、78.3%の執行率。第2項 支援サービス等諸費の決算額は760万5,131円で、18.7%の執行率。第3項 その他諸費でございますが、これは介護給付に係ります審査支払手数料でございます。決算額は84万6,992円で、14.7%の執行率。第4項 高額サービス等諸費の決算額は323万6,699円で、執行率は71.6%でございます。介護給付費につきましては、事業計画の約4分の3の進捗でございますが、今後さらなる制度の周知に努め、介護が必要とされる方が、その必要なサービスを安心して受けられる環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、239ページの第3款 財政安定化基金拠出金でございます。予算現額490万円に対しまして、決算額は488万5,616円で、99.7%の執行率となっております。拠出先は奈良県とその事業を負担しているところでございます。財政安定化基金は、介護保険法に基づき都道府県に設置され、通常の実績を行ってもなお生じます保険料収納率の悪化や、予定いたしておりました以上の給付費の増大等により、市町村の保険財政に不足

が生じた際、基金の貸付等を行うことで市町村の保険財政の生じる赤字、又はその赤字を補てんするための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものでございます。

次に、240ページの第4款 基金積立金でございます。決算額は995万7,000円で、100%の執行率でございます。当科目は、保険財政に不足が生じた際、基金を取り崩す保険費給付に当て、保険財政の安定化を図る目的でございます。

次に、第5款 予備費につきましては、未執行となっております。

続きまして、歳入の状況につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが227ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第1款 保険料の状況につきましては、歳出の方でご説明を申し上げましたので省略させていただきます。

次に、第2款 使用料及び手数料についてでございますが、保険料の督促手数料として1,000円を予算計上いたしておりました。平成12年度は介護保険制度が開始された年度でもございます。制度を理解しておられない方も多くおられるとの判断から、また保険料滞納者に対しまして、督促を行うよりも、電話等により制度の説明を通じて理解を得て納付をしていただくことの方が、今後の徴収にも有効ではないかという考えによりまして、督促状を送付しなかったことにより未執行となっているところでございます。

次に、第3款 国庫支出金であります。予算決算額は1億6,935万2,400円です。第1項の国庫負担金は、介護給付費の20%を受け入れるものでございまして、収入額は1億4,186万8,000円でございます。第2項の国庫補助金では、介護保険法に納められております市町村間の介護保険に係ります財政力の格差を調整するための調整交付金と、要介護認定に必要な経費の一部を交付する事務交付金とがございまして、それぞれの収入額は2,386万3,000円と352万2,400円の合計2,738万5,400円の収入となっております。

第4款の支払基金交付金では、決算額は2億2,777万9,000円でございます。この交付金は、介護給付費の33%を受け入れたものでございます。

次に、第5款 県負担金については、決算額は8,243万9,664円でございます。この交付金は、介護給付費の12.5%を受け入れるものでございます。

次に、第6款 財産収入及び第7款 寄附金についてでございますが、決算額はゼロ円です。

次に、第8款 繰入金についてでございますが、決算額は2億5,826万5,730円でございます。この繰入金は一般会計より繰り入れるものでございまして、介護給付費の12.5%を受け入れる介護給付繰入金及び職員給与費等繰入金、事務費繰入金、介護保険円滑導入費繰入金によるものでございます。

この介護保険円滑導入費繰入金とは、介護保険制度の円滑な導入のために、平成12年度、13年度の保険料を軽減する特別対策が国において図られたところですが、その特別対策によります保険料軽減に相当いたします額として交付された臨時特例交付金を積み立てました斑鳩町介護保険円滑導入基金によって一般会計を経て介護保険事業特別会計（事業勘定）へ繰り入れをしたものでございます。平成12年度の保険料軽減分に相当する額を補うものでございます。この臨時特例交付金は、第1号被保険者の保険料につきまして、平成12年4月から半年間は保険料を徴収をしない。その後の1年間につきましては、保険料を2分の1に軽減を行うための費用として、また、制度の円滑な施行推進を行うための広報・啓発等に要する経費として交付されたところでございます。

次に、第9款の諸収入につきましても、決算額はゼロ円でございます。

以上は、介護保険事業の特別会計の事業勘定に係ります決算の概要でございます。

続きまして、サービス勘定につきましても決算状況につきましてもご説明を申し上げます。

平成12年4月から介護保険制度によります訪問看護を実施をいたしております。この結果、歳入決算額923万3,275円。歳出決算額は1,044万2,860円となり、差引20万9,585円の赤となり、決算を終えております。

平成13年度会計で繰上充用の予算措置を行うこととして決算を終えたところでございます。

今度は243ページの歳入の方のご説明を申し上げます。

第1款のサービス収入についてでございますが、予算現額1,299万8,000円に対しまして、決算額は923万3,275円、71%の執行率となっております。

次に、歳出についてでございます。

244ページの第1款 総務費でございます。職員の人件費が主な経費でございます。予算現額1,077万5,000円に対しまして、決算額は1,033万5,905円、95.9%の執行率となっております。

次に、第2款 サービス事業費でございます。予算現額15万1,000円に対しまして、決算額は10万6,955円で、70.8%の執行率となっております。訪問看護利用者は3

2名の方で、延べで1,199回の訪問を行いました。1人当たりの月平均では4.7回の訪問となっております。介護保険によります訪問看護は、高齢化の進行とともに、加齢に起因する病気等によりまして介護を必要とする人が増大し続けているところでございます。介護を要します状態になっても、できるだけ自宅で自立した日常生活を営めるよう、保健・医療・福祉との連携を密にしながら、訪問看護のサービス提供をしまいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、介護保険事業特別会計の事業概要並びにサービス勘定の説明とさせていただきます。よろしくご審査の上、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○万里川委員長 介護保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 229ページにあります利用者及び事業者へのアンケートということで、大変制度スタートの後、担当の方で苦勞していただいたことだと思います。これ、12年7月から8月にかけてやっていただいたと思うんですね。これにつきまして、このアンケート結果についての分析、取りまとめということをどういうふうにされたかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、普通徴収の保険料ですね、1号被保険者の。収納率94.5%ということは、5.1%が収納できてなかったという状況があるんですが、それが今度、出納を締めてから徴収ができていくかどうか。この9月いっぱいをもって1年まるまる収納をしてないという状況の人が出てきた場合、今度、給付制限とかの問題がまた引かかってくるので、認定審査、また新たにやっていく中でそういう問題もついてくるということから、担当の方でその努力をさせていただいているのかどうかということ、ちょっと確認しておきたいと思います。

○万里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 介護保険についての利用者、また事業者へのアンケートをさせていただきました。その中で、かなりの項目にわけさせていただいて、いろいろな分析をさせていただく中で、各項目、たくさんあるわけですけれども、介護保険については3年ごとに見直しをさせていただくということになってございますので、その見直しの際にもこのアンケートの結果も、介護保険運営協議会の中でもご意見を賜る中で、また担当の厚生常任委

員会の方でもご意見をいただく中で、計画の方に反映させていただきたいというように、今の段階では考えております。

それから、普通徴収の率でございますが、12年度末で94.5%ということで、普通徴収については滞納があったわけですが、今、平成13年9月の段階では、63件の滞納があったわけですが、14件収納をしていただきまして、現在99件までの収納をさせていただくことができましたが、引き続き、先ほど部長の方でご説明させていただきましたように、督促状ということでなしに、電話又は直接訪問させていただく中で、制度に対してのご理解をいただくということで、滞納がないようにということでお願いさせていただいております。

それから、給付制限でございますが、制度には滞納が1年以上続くと給付制限にかかるということでございますが、今現在、要介護認定を受けられて給付を受けられている方の中には滞納の方はおられません。要介護認定を受けられた中の方については、同じようにご説明させていただいております。それと窓口の方に新規に要介護の認定の申請をされる方についても、このことについてはくわしく説明をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、新しい制度ですし、そういう状況はあります。そして給付制限というのは、市町村窓口で事務処理しようと思ったら非常に複雑な手続きやと思うんですね。ですから、そうならないように趣旨を広く皆さんに伝えて、できるだけ協力をしてもらってほしいと。その中でもさらにしんどい人については、これからまた、それはまた考えなあかんと思うんですけども。

それと、私もこのアンケートを見せていただいて思ったんですけども、このアンケートを見る中でも、訪問リハが非常にしんどい状況なのかなと思ってるんです。ですから、これらの介護保険の利用率というんですか、非常に給付費の、県の平均77%となってますけれども、さっき、うちで75.1%と言ってくれはったのかな。それで、在宅サービスなんか非常に低くなっているということもありまして、これらの問題についても、できるだけまた積極的な取り組みをしていっていただきたいと思うんですが、1つだけ県の方の報告で、施設の待機者が過去最高になったということを知っているの、斑鳩町の方がそれに該当している、待機者の方がいらっしゃるのかどうかだけ、ちょっと確認をしておきたいと思っております。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 平成12年4月に介護保険制度が始まりまして、そこまで老人ホームの方の関係、入所措置されておられる中で、介護保険に該当する方については、その時点ではすべて入所をしていただいたわけですが、新しくできました施設の方には、今、入所されておられる方の中でもそこへ移りたいという希望を持っています。また、直接利用者が施設を選ぶということができるようでございますので、複数で申し込みをされておられるという状況がございます。その中で、斑鳩町の方についてもすべて把握はできませんが、複数の場所を申し込みをされているという状況はありますが、件数としてはつかんではおりません。

以上です。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 これ、12年度決算ですので、このことについてはもうこれで置いておきます。そやけど、今後の介護保険の取り組みとしては、そういうところも担当の方できちっとつかんでいってほしいということを要望しておきます。

○萬里川委員長 ほかにございせんか。

ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめをしたいと思っておりますので、暫時休憩を取りたいと思っております。

(午後 3時35分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

○萬里川委員長 再開いたします。

次に、認定第4号 平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 平成12年度一般会計に対しまして、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、職員研修については、自己研鑽、応用能力を高めることを目指すと言いながら、本当の意味で職員が主体的に自分の仕事をとらえ、地方分権と言われる中、企画、立案する能力を高める機会が十分に与えられているのか、自由な発想で物が言える状況にあるの

かというところからの見直しが必要ではないか。研修をしても、その土壌がなければ育たないというふうに思われます。

また、行政評価システムを試行的に導入されましたが、システムの確立に向けては非常に労力や研究が必要となることからいえば、職員を減らすことに非常に目が行っている状況の中、行政課題と人員管理の計画が合致していないのではないかと思われます。

また、青少年対策費は、執行率が極端に低いように思われます。本議会でも決議を挙げましたが、近年の大きな問題であると我々も取り組みを強めていかなければならないと考えているときに、もっとこの分野については論議を深めて行くべきではないかと考えております。

また、自動交付機による税関係の証明書は、発行率1.8%、1件当たり5,991円という単価になっている状況にあるのは、住民に定着していないことを示しているのではないかと思います。これらについても努力をしていただきたいと思えます。

高齢者の介護予防の推進、高齢者生活支援の充実での事業で、利用者がゼロという事業が多い。これらについては、もっと啓発の方法を追求していただきたいと思えます。

また、人権問題、人権学習は、町の総合計画にも、人権、平和という大項目を据えているとおり、世界共通の問題という国際的な潮流も踏まえて、行政の重要な課題として主体的な取り組みとすべきであると思えます。

また、火葬場については、地元を含めて広く住民の意見を聞き、必要がある方の需要を配慮していただきたいと思えます。

ごみの有料化につきましては、交付税算入されて、住民税も払っている。ごみ処理にさらにお金を払うということは、住民から見れば三重構造となります。現に住民に係わる負担の問題についての学習会の持ち方にも、町長を初め幹部が直接住民に訴える姿勢があるべきだと考えます。まして、住民に納得をしてもらう方法として、役場庁舎、学校、公共施設に袋を購入させるというやり方というのは非常に乱暴であったと思えます。

ふるさと秋祭りについては、十分な議論を経て出てきた企画とは思えません。こういうものこそ、職員たちからの企画を募り、立案してこそ発展性のある物が見込めるのではないかと考えます。

また、「学びの町 いかるが」については、生涯学習の基本構想、基本計画です。これに基づいて12年度予算を組み、執行したと思えますが、計画年度が12年度までなのに、12年度中に何の考えも示されていないし、生涯学習推進協議会の設置もされておらず、

関係機関にも相談もされていないような状況です。まず住民と係わる分野であること、また、そういう分野の計画は、広く住民の意見を聞いて策定すべきであるということから、早急に今後の取り組みを示していただきたいと考えています。

また、例規集につきまして、自治事務など要項が必要なもの、それとまた内容が変わっていても改訂されていないものなどがあるように思われます。整理が不十分なところについては、13年度でも予算を取られている関係で、整理の方をぜひともしていただきたいと思います。条例につきましては、議会に提出されますが、規則、要項が出てこない場合もありますので、各課の方で整理をしていただきたいと思っております。

そのほかに、住民に誤解を与えるような、町有地の譲渡や公嘱協会との契約について、不明瞭な手続きに対して反対というふうな意見もありましたということ、私の反対討論とさせていただきます。

○萬里川委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

松田委員。

○松田委員 結論から申し上げますと、12年度一般会計決算については、認定することに同意をいたしたいと思えます。

特に審査に当たりまして、私どもは決算監査を行ってくれました監査委員の意見書を参考にしながら、具体的な審査といたしましては、主要な施策の結果報告書を中心に熟慮し、議論を、あるいはその成果のあり方について、あるいはそれぞれの事業の位置づけについて行政側と見解を質してまいりました。その結果として、総括的に言えることは、一部の不備なり取り組みの不十分さを指摘することがあったとしても、全体的には非常に困難な今日の社会経済情勢の中、また、住民の極めて多様化する要望に応えるために真剣な努力がされてきた。こういうことについては、私たちは率直に認めなければならない。それで関係職員の皆さんのご苦勞を評価しなければならないというふうに思えます。その上でなおかつ、私どもがより住民を称する立場、斑鳩町のより発展と住民の幸せを願うためには、幾つかの点について今後の努力を期待したいというふうに思えます。

そこで、全体の、皆さんを代表して賛成意見をということにはならないと思えますけれども、私はこの審議の期間中、幾つかの点について指摘を申し上げました。例えば、不備な点と申しますか、より一層注意をしていただきたい点として、職員の時間外労働に対する十分な体制把握というものがやや不足しているのではないかと。したがって、これまでの点については、より十分な勤務体制について配慮をしていただく。このことが職員の健康

管理につながることであり、なおかつまた、行政に携わっている業務の遂行に大きく影響していく重大な課題だという認識に立って、職員の勤務体制の、あるいは勤務時間の対応などについて十分な分析、対応を今後とも期待をしたいと考えています。

さらに、しばしば一般質問の中でも言われていますように、町の行政執行の中でいろいろ財産管理の問題がいろいろ指摘をされます。特に最近の関係では、いわゆる集会所などの問題が非常に大きくクローズアップをされて取り上げられていますけれども、私はやはり財産調書などの作成につきましても、ただ単に形式的な調書ではなく、内容を十分精査をしながら、適切、的確に記載をするという方法について、より一段の注意と最新の努力をお願いをしたい、こういうように思います。

さらに、今日の皆さんの努力によって下水道整備などが進められてきました。その一方で、し尿処理などに関するくみ取りの取り扱いなどについても並行して具体的な検討を進めていく今日的な段階であることを指摘をいたしました。こういうことにつきましても、今後十分に、この場所の議論だけに終わらすことのないように、ぜひともこの具体的な検討を進めていただくようお願いをしたいと思えますし、特にに行政が貴重な住民の財源を努力しながら、それぞれの施設をつくってまいっております。しかしその施設が十分に適切な施設の維持管理によって、設置目的に合致した機能の充実に努めることが極めて大事だと思います。しかしながら、今、斑鳩町が建設をしました施設の内容の中には、基準に達していないからといって十分に活用されていないものや、あるいは施設がありながら、それがまったく地元住民との関係などにおいて使用ができないという状態にあるというふうにも、議論の中で明らかになっております。こういうことは、いわゆる建設と予算の執行の上において必ずしも有効な財政投資ということが言えるのかどうかということにも多く疑問を残しますし、このことが住民の苦難を助長させることにもなるのではないかと、こういうように考えているわけです。ですから、そうしたことについても十分にご配慮をいただきたいと思います。

したがって、私どもはそうした立場から、今後取り組まれるでありますよう町営住宅の関係、あるいは総合福祉会館の取り扱いなどにつきましては、十分に慎重な配慮の上で立って、後々議論になる、あるいは問題視されることのないような対応ということが強く望まれるのではないかと、こういうようなことを強く感じました。

したがって、そういったことを十分に配慮をいただく中、12年度の決算の状況をそのようにとらまえながら、今後この内容をどのように検討し、検討した結果をどう生か

していくかということに十分ご留意をいただきまして、今後さらに一層のご努力をお願いすることにいたしまして、私はこの12年度の一般会計予算につきましては、認定に同意することにいたしたい、こう思います。

以上で終わります。

○万里川委員長 本件については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○万里川委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。

よって、認定第4号 平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○万里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成12年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○万里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成12年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○万里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認

定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成12年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○萬里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成12年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○萬里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○萬里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日の審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○萬里川委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らいを行わせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、町長のごあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには大変お疲れでございまして、13、14日と2日に亘り、慎重審議を得まして、認定第4号の平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について原案どおりご承認いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

この中で出てまいりましたご意見等については、やはり我々管理者、職員ともども努力をしながら、皆様のご意見等、ご要望等について一つひとつ着実に進めてまいりたいと考えてございます。そういう中で、皆様方の温かいご審議を受けまして、厚くお礼申し上げます。

認定第5号から認定第10号、特別会計等につきましては、全部満場一致で認定ということでお礼申し上げておきます。

いずれにいたしましても、いろいろとこういう案件等について、皆様方のご意見の中で、我々としてはやっぱり真摯にそれを受けとめながら、13年度分がまだ残ってますけれども、また14年度一般会計、あるいは特別会計の予算編成に努めていきたい。

皆様の温かいご審議を受けまして、本当にありがとうございました。

○萬里川委員長 皆様方には、昨日から2日間にわたりまして審査を賜り、本当にありがとうございました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

本当にありがとうございました。

(午後 4時20分 閉会)